

平成28年度

福島県信用保証協会のあらまし

2016 DISCLOSURE



「公的保証」で中小企業を応援します!

福島県信用保証協会

<http://www.fukushima-cgc.or.jp/>

CONTENTS - 目次 -

	ごあいさつ	1
	プロフィール	2
	当協会のあゆみ	3
I	信用補完制度について	
	信用補完制度のしくみ	4
	信用保証・信用保険制度のしくみ	5
II	平成27年度事業報告	
	事業概況	6
	保証の状況	7
	代位弁済及び回収状況	7
	基本財産の状況	7
	基本財産について	7
	平成27年度の主な取組み	8
	収支計算書	10
	収支計算書の用語解説	11
	貸借対照表・財産目録	12
	貸借対照表の用語解説	13
III	信用保証の動向	
	1.主要業務数値(5年間の推移)	14
	保証承諾、保証債務残高、代位弁済	14
	2.項目別保証の動向(27年度)	15
	本店・支店別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	15
	金融機関群別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	16
	業種別保証承諾、保証債務残高、代位弁済	17
IV	経営計画について	
	第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	18
	平成28年度経営計画	19
	平成27年度経営計画の業務実績評価報告	23
V	保証利用のご案内	
	ご利用になれる保証の限度額	28
	保証をご利用になれる方	28
	責任共有制度	29
	保証料について	30
	主な保証制度のご案内	31
VI	経営支援業務について	
	専門家派遣事業について	34
	経営改善計画策定支援事業(405億円事業)	35
	経営サポート会議、経営・創業相談会	36
	経営相談窓口、特別相談窓口の設置	37
VII	コンプライアンスの取組みについて	
	コンプライアンスの取組み姿勢	38
	信用保証協会倫理憲章	38
	コンプライアンス管理体制	39
VIII	個人情報保護宣言について	
	個人情報保護宣言	40
IX	組織体制	
	役員構成	42
	組織機構図	43
	所管区域	43
X	Information	
	保証協会団体信用生命保険について	44
	広報活動(保証月報の発行、ホームページの活用、ポスター・パンフレット、ラジオCM)	45
	本店・支店のご案内	裏表紙

ごあいさつ



福島県信用保証協会
会長 村田 文雄

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度も当協会の業務内容・事業実績・業務方針などについてご理解をいただくため、ディスクロージャー誌「平成28年度版 福島県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。本誌をご一読いただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

県内の景気は、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興へ向けた取組みが続く下で、公共投資や住宅投資などに支えられ全体的には持ち直しの動きを続けていますが、地域間・業種間・企業間で様相が大きく異なり、依然として続く風評被害や労働力需給のミス・マッチ問題、また、避難地域での経済再生は緒に就いたばかりであるなど、中小企業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

こうした中、当協会は個々の企業の資金需要に応じた適切な保証推進を基本に、震災関連保証や各種政策保証を推進するとともに、企業訪問により経営状況を把握し企業の実情にあった保証の提案や課題解決に向けた取組みを行ってまいりました。

また、県内本・支店6ヵ所における経営や創業の相談会開催、関係機関と連携した専門家派遣の実施、経営サポート会議の運営などに取組み、経営支援・連携支援の実効性を高めてまいりました。

平成28年度は、引き続き復興を重視した保証や経営実態に応じた提案型の保証推進に加え、創業支援やメディアを活用した協会事業のPRにより利用企業の拡大を図るとともに、関係機関と連携した経営支援や再生支援に積極的に取組み、中小企業の良きパートナーとして「信頼される協会、顔の見える協会」を目指し役職員一同全力で努めてまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年9月



プロフィール (平成28年4月1日現在)

名 称 福島県信用保証協会

設 立 (認 可) 昭和24年 4 月13日

人 格 信用保証協会法 (昭和28年 8月10日法律第196号) に基づく特殊法人

目 的 信用保証の業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

基 本 財 産 219億円 (資本金に相当)

内 訳 基金63億円 (出捐金 41 億円、金融機関等負担金22億円)
基金準備金156億円

保証債務残高 件数 41,458件 金額 3,635億円

保証利用企業者数 19,114企業

役 職 員 数 理事16名 (非常勤13名)
監事 3名 (非常勤 2 名)
職員91名 (男性73名、女性18名)

事 務 所 本 店 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階、11階
郡 山 支 店 郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階
白 河 支 店 白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階
会 津 支 店 会津若松市南千石町2番19号
い わ き 支 店 いわき市平字材木町3番地の1
相 双 支 店 南相馬市原町区本町1丁目3番地



当協会のあゆみ

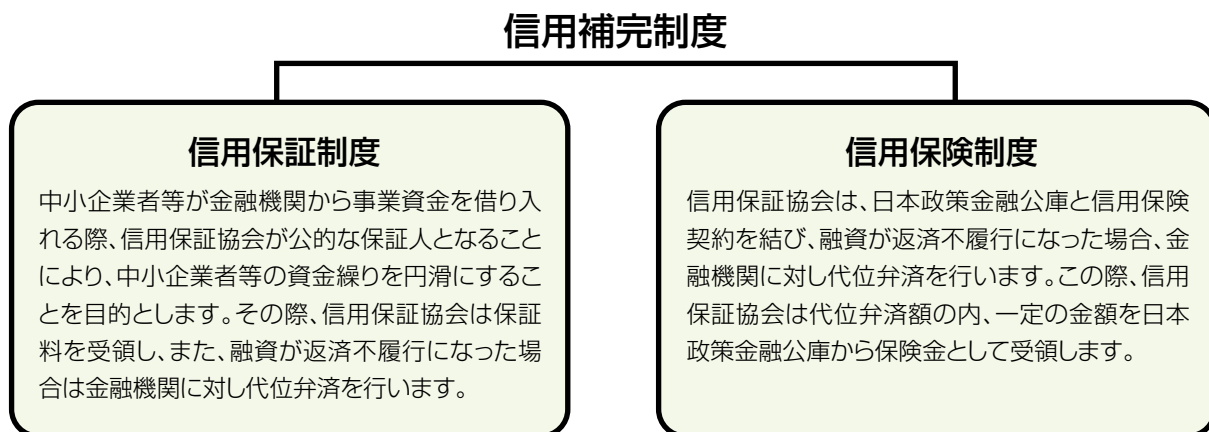
昭和24年	3月19日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	4月13日	社団法人福島県信用保証協会の設立認可
	5月10日	設立登記完了、業務開始、 事務所を福島市本町17「福ビル」3階、県中小企業振興本部内に設置
	9月12日	財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	10月 4日	財団法人福島県信用保証協会の設立認可
	11月11日	設立登記完了、業務開始、 福島連絡所を福島商工会議所内に設置・郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置 若松連絡所を若松商工会議所内に設置・平連絡所を平商工会議所内に設置 白河連絡所を白河商工会議所内に設置・相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和25年	6月13日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置
	9月 7日	中村連絡所を中村商工会議所内に設置
昭和26年	12月26日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和27年	5月 1日	福島連絡所を福島支部に昇格
	7月30日	平連絡所を平支部に昇格
	8月 8日	若松連絡所を若松支部に昇格
昭和28年	6月13日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置
	12月11日	郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和29年	4月30日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和32年	11月 9日	本所事務所を「福ビル」3階、316号室に移転
昭和33年	9月 9日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和34年	3月 1日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和35年	2月12日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和38年	1月21日	相双出張所を相双支所に昇格
	4月 1日	福島支所を廃止、保証課として本所に併合
	6月10日	本所事務所を福島市大町4番15号「福島県商工会館」2階に移転
昭和41年	10月 1日	平支所の名称をいわき支所と改称
	10月 5日	若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成12年	3月13日	相双支所を原町市本町1丁目3番地に移転
平成15年	7月22日	本所事務所を福島市三河南町1番20号「コラッセふくしま」内に移転
平成20年	11月10日	いわき支所をいわき市平字材木町3番地の1に移転
平成23年	5月16日	白河支所を白河市道場小路96番地5「白河商工会議所会館」内に移転
	5月30日	郡山支所を郡山市朝日1丁目27番4号「プレシャス朝日ビル」内に移転
平成25年	4月 1日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称
		会津若松支所を会津支店に改称
	11月11日	会津支店を会津若松市南千石町2番19号に移転
平成26年	11月25日	郡山支店を郡山市清水台1丁目3番8号「郡山商工会議所会館」内に移転



I.信用補完制度について

信用補完制度のしくみ

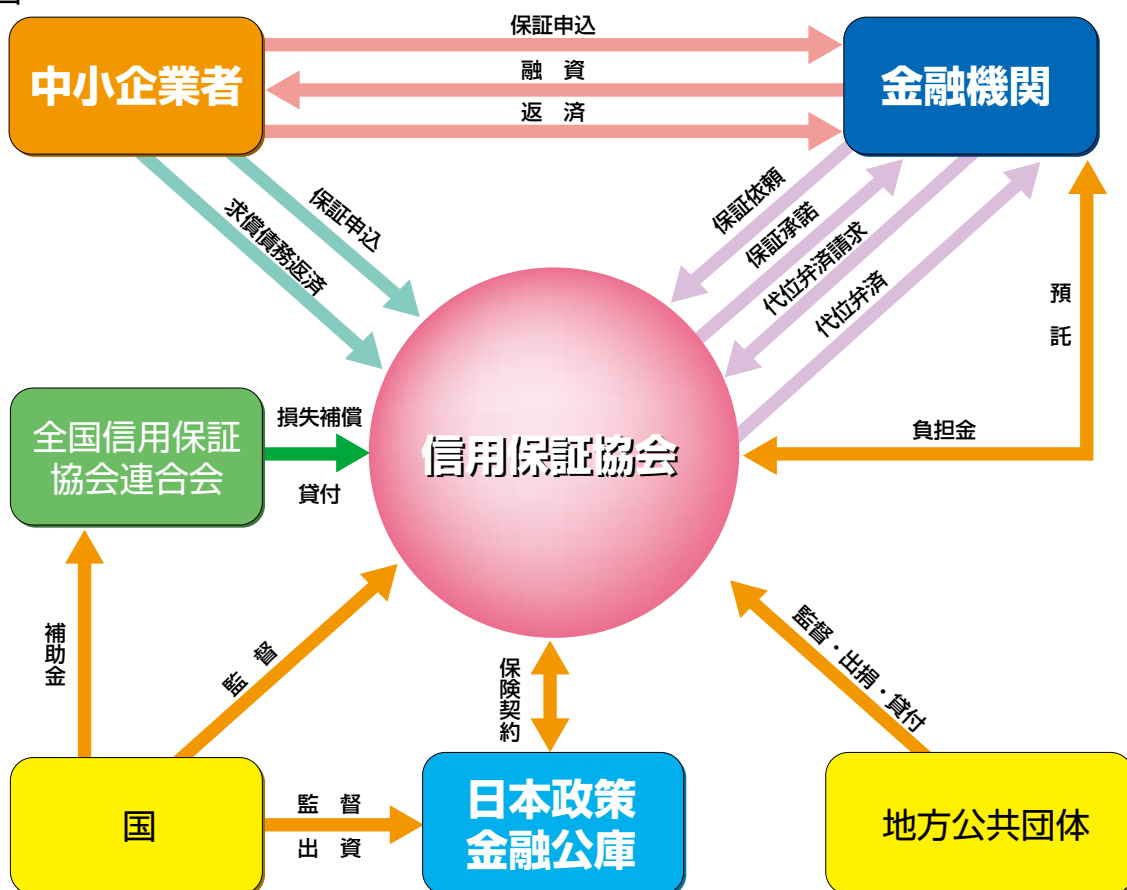
信用補完制度とは、「中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度」と、「信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度」の総称です。



信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者の方の金融を円滑にすることができるようになります。

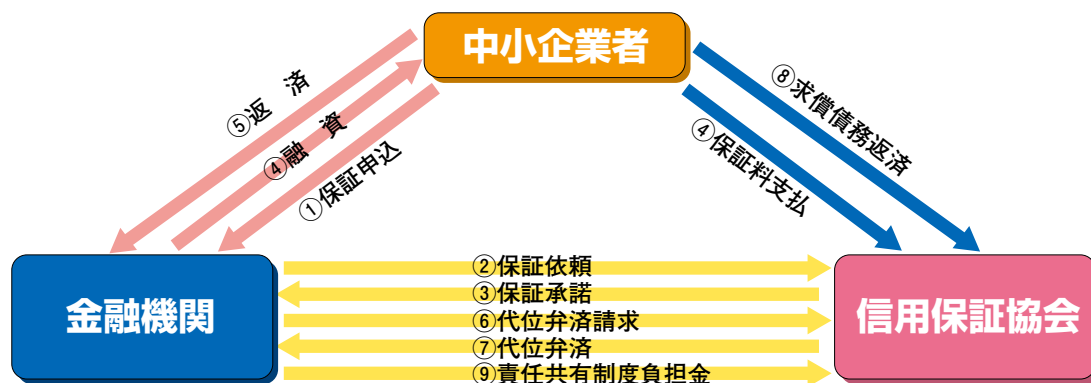
このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

■概略図



信用保証・信用保険制度のしくみ

■信用保証制度のしくみ



- ①～②中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
- ⑨責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

■信用保険制度のしくみ



- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%（てん補率）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。



Ⅱ.平成27年度事業報告

事業概況

平成27年度におけるわが国経済は、消費税10%への増税が先送りによって消費者の節約志向が緩和されたことや企業収益の回復がみられること、また、原油価格下落、株高・円安など経済を取り巻く環境の変化によって、経済回復の加速化が期待されました。

県内は、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興へ向けた取組みが続く下で、公共投資は、高水準ながら除染作業の進展等に伴い減少傾向であり、住宅投資は、被災住宅の建て替え等により高い水準で推移しています。個人消費は、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかに持ち直しつつあり、県内景気は、全体としては緩やかに回復している状況であります。地域間・業種間・企業間に差が生じています。

平成27年度において、当協会は、その本来の使命である中小企業に対する金融の円滑化を図るため、国・県及び市町村の諸施策の展開、関係機関との連携強化のもと、積極的な業務推進に努めた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

保証承諾については、「ふくしま復興特別資金」を主体に借換保証の需要は引き続き多かったものの前年度よりはやや減少したこと、また低金利状況下での保証料の割高感や資金調達の多様化なども影響し、前期比件数93.7%、金額95.0%と減少しました。

保証債務残高は、保証承諾が償還ペースまでには及ばなかったことにより、前期比件数92.9%、金額91.6%と減少しました。

また、一件あたりの保証金額は12,225千円で前期の12,059千円に比べ大口化し、平均保証期間は61.5ヵ月と前期の61.2ヵ月に比べ長期化しました。

一方、代位弁済は、関係機関と連携してきめ細やかな期中支援に取組み落ち着いていましたが、復興需要の鈍化等の影響や廃業による代位弁済がみられ、また前年度代位弁済が少なかったことから、416件、3,525百万円となり、前期比は件数で143.9%、金額で120.4%と前年度を上回りました。

また、求償権関係では、企業の実情に即した回収に努力しましたが、無担保求償権や第三者保証人のいない求償権の増加により回収環境は一層厳しくなっており、元金回収で、104件、1,190百万円、前期比は件数で77.6%、金額で84.9%となり、当期末求償権残高は、補てん金による償却1,653百万円と自己償却379百万円の合計2,032百万円を償却した結果、190件、1,031百万円となりました。

以上のような業務内容から、経常収入は計上保証料の減少等により、前期に比べ434百万円減少し、経常支出はシステム移行に伴う経費増加により、前期に比べ24百万円の増加となり、経常収支差額は860百万円と前期に比べ458百万円の減少となりました。

経常外収支差額は、前期に比べ、当期末求償権残高が増加し求償権償却準備金繰入が101百万円増加したことなどから62百万円の赤字計上となり、前期に比べ167百万円の減少となりました。

当期収支差額は、責任共有制度に係る損失などを制度改革促進基金から94百万円取崩し補てんした結果、893百万円となりました。

この収支差額の剰余金の処理については、収支差額変動準備金に446百万円を、差額の447百万円を基金準備金に繰り入れました。

保証の状況

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
保 証 承 諾	9,573	117,033	93.7	95.0	120,000	97.5
保 証 債 務 残 高	41,458	363,455	92.9	91.6	370,000	98.2
保証債務平均残高	42,872	374,995	92.1	91.0	385,000	97.4

代位弁済及び回収状況

区 分	当 期		前期比		計 画	計画比
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
代 位 弁 済	416	3,525	143.9	120.4	5,000	70.5
求償権・償却求償権回収	104	1,190	77.6	84.9	1,450	82.1

$$\text{代位弁済率} = \left(\frac{\text{代位弁済額}}{\text{保証債務平均残高}} \right) 0.94\% \text{ (前期 } 0.71\%)$$

基本財産の状況

区 分	前期末	当期増加額	当期減少額	当期末	構成比
基 金	6,294百万円	—	—	6,294百万円	28.7%
基 金 準 備 金	15,163百万円	447百万円	—	15,610百万円	71.3%
合 計	21,457百万円	447百万円	—	21,904百万円	100.0%

(注) 百万円未満四捨五入のため項目間の合計は必ずしも一致しません。

基本財産について

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。現在、福島県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍(定款倍率といいます)と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の推移

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
184億56百万円	189億9百万円	198億72百万円	207億3百万円	214億57百万円	219億4百万円

平成27年度の主な取り組み

◆保証の推進

個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援を行うべくニーズに合った各種保証制度を提案し、また、「保証協会利用のメリット」を活用し「保証後も中小企業を無料でフォローする」「創業者を積極的に応援する」など金融と経営の一体的支援の取り組みを丁寧に説明し、積極的な保証推進を行いました。

◆金融機関担当者研修会

金融機関の皆様へ信用保証協会の基本的な業務、当協会の現状や取り組み等をご説明し、より親しみを持って信用保証の推進をしていただくことを目的として「保証業務研修会」を開催しました。

研修会は、金融機関の出入(庫・組)5年以内で協会付融資の経験が少ないかた向けに平成27年11月16日・17日、参加13金融機関、参加者44名で行われました。

【研修会の内容】

- ①信用保証の現状について
- ②信用保証業務について
- ③保証付融資推進のポイント
- ④信用保証協会 団体信用生命保険について
- ⑤経営支援関係について
- ⑥代位弁済関係について



◆キャンペーン表彰

保証利用者の拡大・保証付融資の推進のため従来の「新規企業保証キャンペーン」、「保証債務残高増加キャンペーン」、「保証承諾特別推進キャンペーン」に加え、「経営力強化保証キャンペーン」を新たに実施しました。

実施期間は1年間で全キャンペーンとも当協会独自の表彰基準により基準を達成された金融機関店舗に対し感謝状及び記念品を贈呈しました。

「新規企業保証キャンペーン」の基準を達成されたのは42店舗、「保証債務残高増加キャンペーン」は27店舗、「保証承諾特別推進キャンペーン」上期30店舗、下期30店舗、「経営力強化保証キャンペーン」上期2店舗、下期5店舗でした。

金融機関の皆様のご協力に感謝し、「新規企業保証キャンペーン」は達成した都度、「保証承諾特別推進キャンペーン」及び「経営力強化保証キャンペーン」は上期と下期に、「保証債務残高増加キャンペーン」は平成28年5月に表彰式を行いました。



◆日本政策金融公庫との業務連携

平成27年10月27日に、日本政策金融公庫と創業支援等に関する「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。これに基づき、各支店で情報交換会・勉強会等の開催や協調融資の保証実績を上げました。

◆経営相談会の開催

中小企業の皆様が抱える様々な経営課題に対するアドバイス等を通じ、企業の伸展を支援するため、また、創業を志す方、創業間もない方を支援するため、当協会の福島・郡山・白河・会津・いわき・相双の営業店・各支店6カ所において、延べ12回、無料の経営相談会を開催しました。

105企業の方から経営課題に対する相談を、そのうち16企業から創業相談を受けましたが、日本政策金融公庫との業務連携に基づき、うち4企業については公庫と合同で事業計画策定、資金調達等に関する具体的な助言を行いました。



◇経営安定化支援事業

経営の安定に支障を来している企業の経営改善を促進するため、専任職員による企業訪問のほか、「福島県中小企業診断協会」との連携による専門家派遣を最大10回派遣可能に制度を拡充しました。その結果、企業訪問を157企業実施、また、経営診断のため80企業、経営改善計画策定支援のため14企業に専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをしました。

◇関係機関との連携

中小企業庁の支援ポータルサイト「ミラサポ」の活用や、「福島県中小企業支援ネットワーク会議」による金融機関等との連携強化による支援のほか、平成27年10月に創設された「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」において税理士・商工団体等とともに複雑な経営課題を抱える企業の個別・具体的な問題点を検討し、その解決にあたりました。

◇マイナンバー法施行に伴う諸規程の制定

マイナンバー法が平成27年10月5日施行されたことに伴い、諸規程を制定し、「個人番号及び特定個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針」をホームページに掲載しました。

◇外部評価委員会

平成27年度経営計画の業務実績についての評価を行うために、後藤 康夫福島大学特任教授、尾形 克彦公認会計士、初澤 敏生福島大学教授により構成される「外部評価委員会」を、平成28年6月23日と7月14日の日程で開催しました。保証協会は、「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」、「効果的・効率的役割を果たしたか」、そして「信頼される協会、顔の見える協会」の達成度について、検証を実施しました。



◇広報活動など

○地元新聞への広告掲載

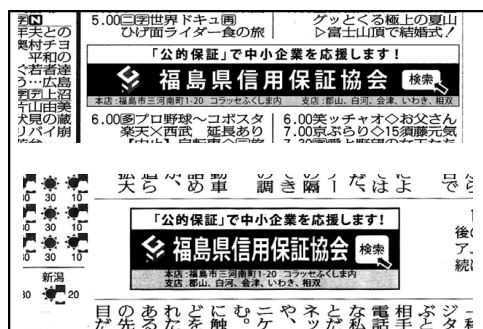
保証協会の名前を広く知っていただき、将来、多くの中小企業の方に保証協会を利用していただけるよう、地元新聞で、当協会の名前とキャッチフレーズ「公的保証で中小企業を応援します!」をPRしました。平成27年8月～平成28年3月の8ヵ月間にわたり、テレビ番組欄、天気予報欄の帯に、96回掲載しました。

○お客様アンケートの実施

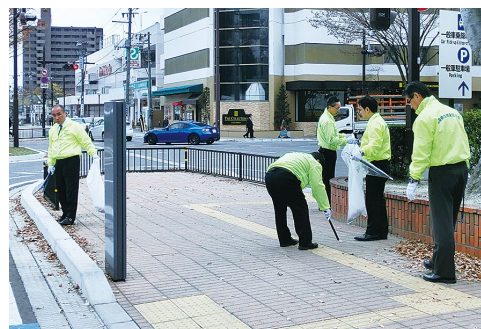
中小企業の皆様のニーズを把握するとともに、さらなるサービスの向上を図る目的として「お客様アンケート」を実施しました。「協会支援メニューを教えてください」など意見・要望が寄せられ、それらに応えるための工夫・改善点を詳細に協議し取組み事項等を掲げました。可能なものから順次実施しており、中小企業の皆様に身近な存在と感じていただけるよう今後とも改善を図っていきます。

○本店・支店一斉清掃活動等の実施

平成27年5月21日と11月20日に本店・各支店の役職員で一斉に清掃活動を実施し、各事務所周辺や駅周辺のゴミ拾いを行いました。また、台湾南部地震災害に対する救援金の贈呈や県赤十字センターからの献血要請に対する協力など、社会貢献活動に取組みました。



地元新聞への掲載記事



本店・支店一斉清掃活動

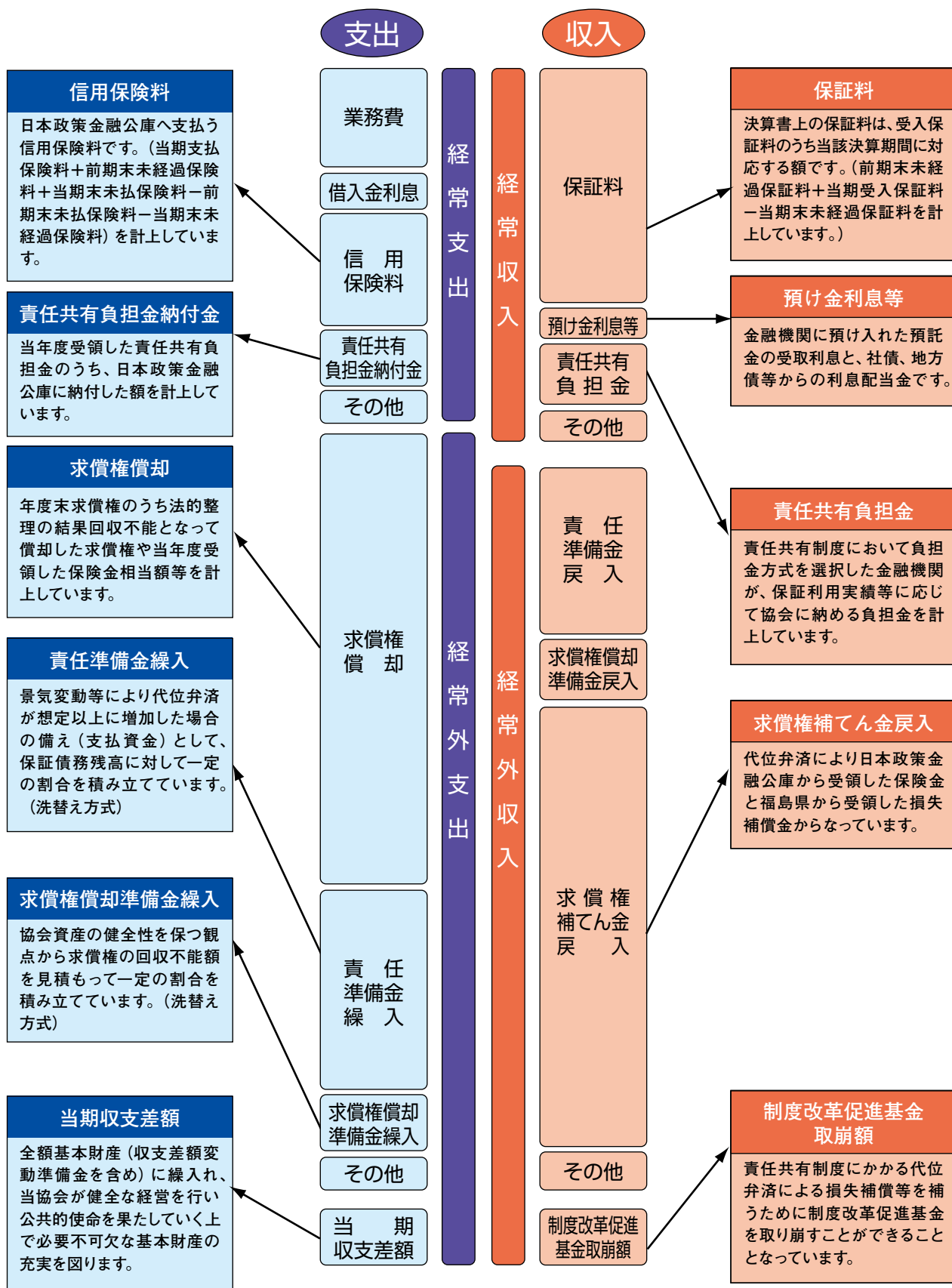
収支計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	3,950,232,602
保 証 料	2,922,625,333
預 け 金 利 息	3,517,459
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	222,744,618
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	8,386,595
損 害 金	19,219,012
事 務 補 助 金	511,538,076
責 任 共 有 負 担 金	240,949,000
雑 収 入	21,252,509
経 常 支 出	3,089,830,280
業 務 費	1,115,653,612
役 職 員 給 与	573,126,402
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	39,002,736
そ の 他 人 件 費	107,339,435
旅 費	9,030,189
事 務 費	154,736,424
賃 借 料	62,784,805
動 産 ・ 不 動 産 償 却	43,895,246
信 用 調 査 費	3,041,932
債 権 管 理 費	72,588,499
指 導 普 及 費	24,075,076
負 担 金	26,032,868
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,778,031,600
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	196,145,068
経 常 収 支 差 額	860,402,322
経 常 外 収 入	4,418,665,432
償 却 求 償 権 回 収 金	206,148,202
責 任 準 備 金 戻 入	2,436,446,991
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	122,685,068
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,652,825,007
保 険 金	1,523,177,854
損 失 補 償 補 て ん 金	129,647,153
補 助 金	0
そ の 他 収 入	560,164
経 常 外 支 出	4,480,177,249
求 償 権 償 却	2,031,908,785
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	5,767,995
退 職 金	983,090
責 任 準 備 金 繰 入	2,217,612,063
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	223,249,065
そ の 他 支 出	656,251
経 常 外 収 支 差 額	△ 61,511,817
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	94,208,319
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	893,098,824
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	446,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	447,098,824

収支計算書の用語解説



貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:円)

借 方			貸 方		
科 目	金 額		科 目	金 額	
現 金	100,000		基 本 財 産	21,903,863,035	
現 金	100,000		基 金 準 備 金	6,293,695,500	
小 切 手	0		基 金 準 備 金	15,610,167,535	
預 け 金	11,998,358,956		制 度 改 革 促 進 基 金	367,190,575	
当 座 預 金	0		収 支 差 額 変 動 準 備 金	5,920,335,459	
普 通 預 金	128,050,552		責 任 準 備 金	2,217,612,063	
通 知 預 金	0		求 償 権 償 却 準 備 金	223,249,065	
定 期 預 金	11,861,698,894		退 職 給 与 引 当 金	817,884,250	
郵 便 貯 金	8,609,510		損 失 補 償 金	2,357,322,677	
金 銭 信 託	0		保 証 債 務	363,455,106,653	
有 価 証 券	28,593,940,000		求 償 権 補 て ん 金	0	
国 債	0		保 險 金	0	
地 方 債	22,692,940,000		損 失 補 償 補 て ん 金	0	
社 債	5,900,000,000		借 入 金	4,600,000,000	
株 式	1,000,000		長 期 借 入 金	0	
受 益 証 券	0		(うち日本政策金融公庫分)	0	
そ の 他 有 価 証 券	1,425,224		短 期 借 入 金	0	
新 株 予 約 券	0		(うち日本政策金融公庫分)	0	
再 生 フ ァ ン ド 出 資	1,425,224		収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	4,600,000,000	
動 産 ・ 不 動 産	1,017,487,554		雑 勘 定	7,795,389,837	
事 業 用 不 動 産	939,255,752		仮 受 金	145,342,731	
事 業 用 動 産	78,231,802		保 險 納 付 金	63,308,183	
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0		損 失 補 償 納 付 金	5,916,493	
損 失 補 償 金 見 返	2,357,322,677		未 経 過 保 証 料	7,576,192,354	
保 証 債 務 見 返	363,455,106,653		未 払 保 険 料	3,635,445	
求 償 権	1,031,096,730		未 払 費 用	994,631	
譲 受 債 権	0				
雑 勘 定	1,203,115,820				
仮 払 金	283,131,863				
保 証 金	7,980,000				
厚 生 基 金	68,949,400				
連 合 会 出 資 金	-				
連 合 会 勘 定	5,399,847				
未 収 利 息	42,081,643				
未 経 過 保 険 料	795,573,067				
合 計	409,657,953,614		合 計	409,657,953,614	

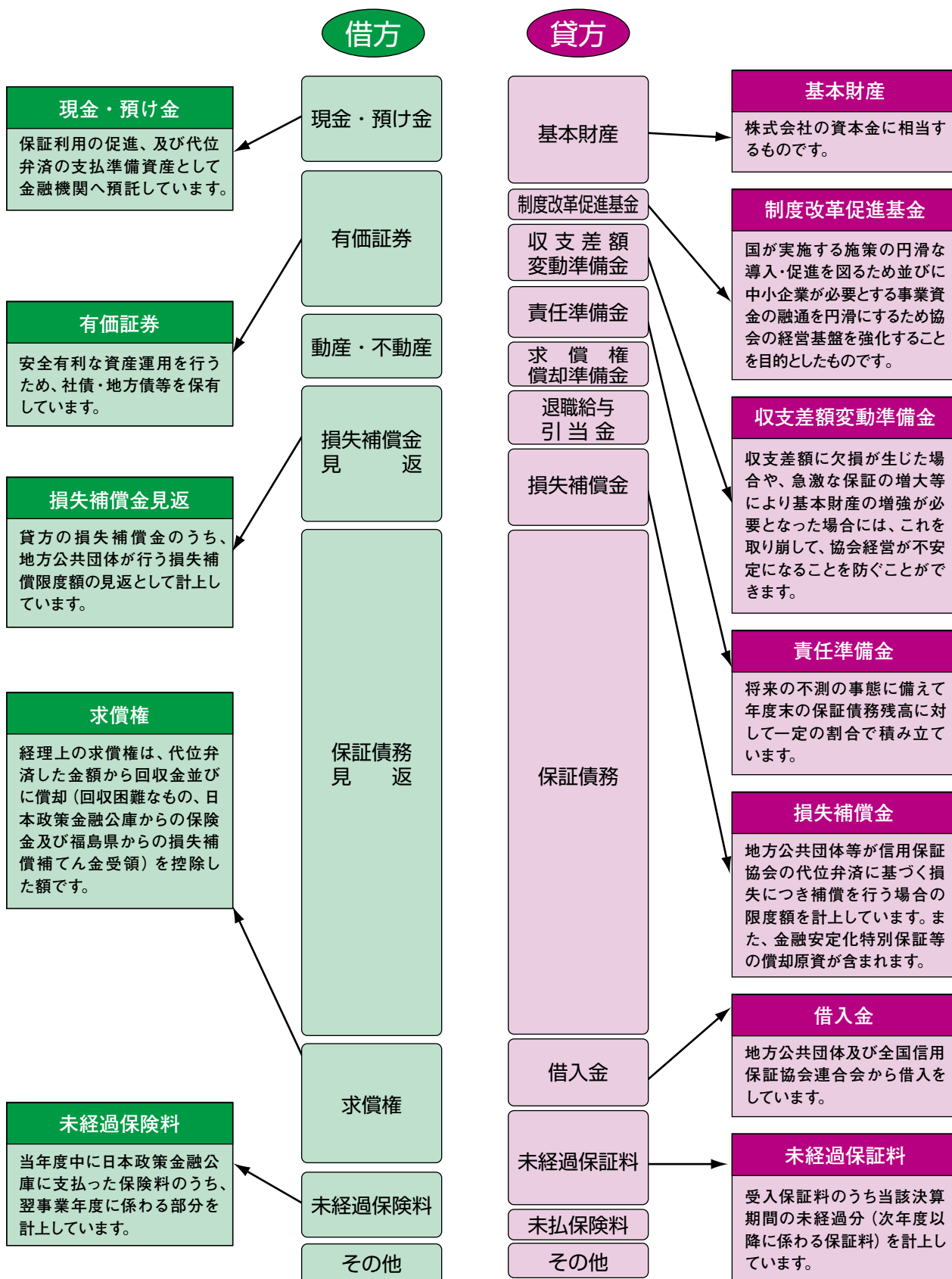
財産目録

(平成28年3月31日現在)

(単位:円)

資 産			負 債		
科 目	金 額		科 目	金 額	
現 金	100,000		責 任 準 備 金	2,217,612,063	
預 け 金	11,998,358,956		求 償 権 償 却 準 備 金	223,249,065	
金 銭 信 託	0		退 職 給 与 引 当 金	817,884,250	
有 価 証 券	28,593,940,000		損 失 補 償 金	2,357,322,677	
そ の 他 有 価 証 券	1,425,224		保 証 債 務	363,455,106,653	
動 産 ・ 不 動 産	1,017,487,554		求 償 権 補 て ん 金	0	
損 失 補 償 金 見 返	2,357,322,677		借 入 金	4,600,000,000	
保 証 債 務 見 返	363,455,106,653		雑 勘 定	7,795,389,837	
求 償 権	1,031,096,730				
雑 勘 定	1,203,115,820				
合 計	409,657,953,614		合 計	381,466,564,545	
			正 味 財 産	28,191,389,069	

貸借対照表の用語解説





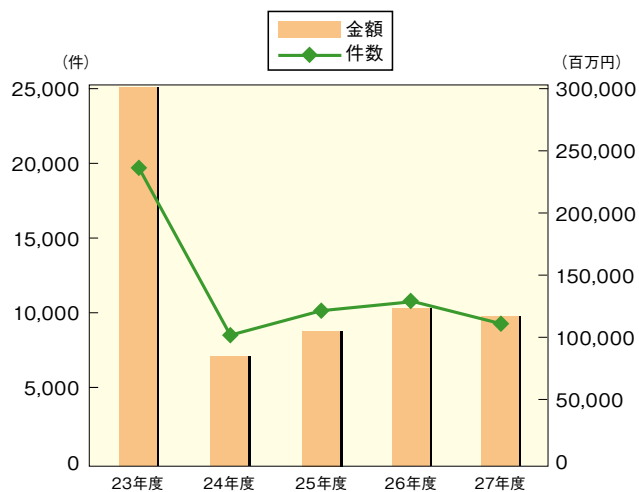
Ⅲ.信用保証の動向

1 主要業務数値（5年間の推移）

保証承諾

（単位:百万円、%）

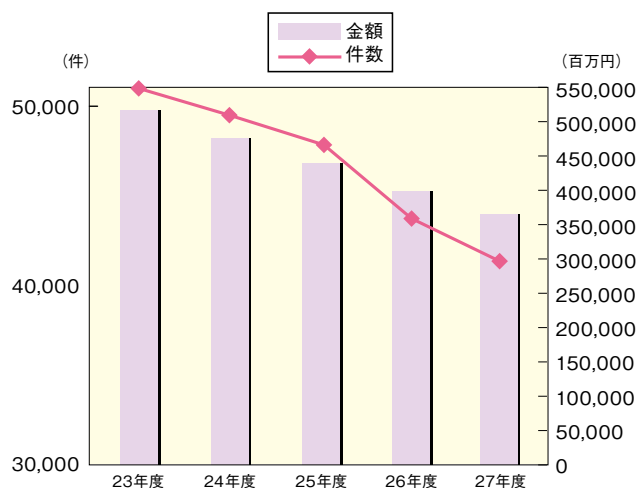
	保証承諾		
	件数	金額	前年度比
23年度	19,728	301,248	231.5
24年度	8,438	84,138	27.9
25年度	9,765	102,300	121.6
26年度	10,216	123,197	120.4
27年度	9,573	117,033	95.0



保証債務残高

（単位:百万円、%）

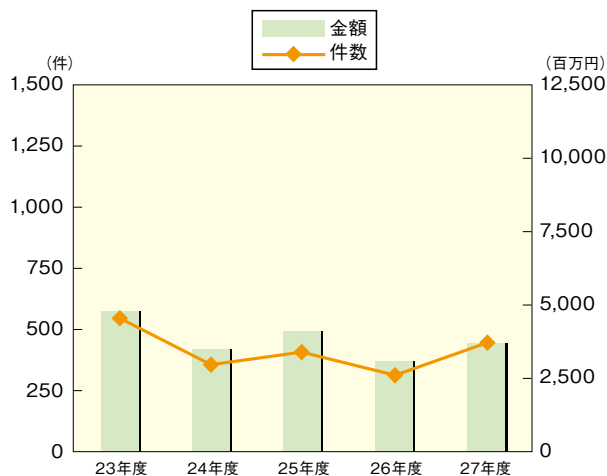
	保証債務残高		
	件数	金額	前年度比
23年度	51,389	522,750	152.4
24年度	49,606	473,176	90.5
25年度	48,430	437,780	92.5
26年度	44,633	396,638	90.6
27年度	41,458	363,455	91.6



代位弁済

（単位:百万円、%）

	代位弁済		
	件数	金額	前年度比
23年度	556	4,700	62.0
24年度	362	3,418	72.7
25年度	396	4,069	119.0
26年度	289	2,928	72.0
27年度	416	3,525	120.4

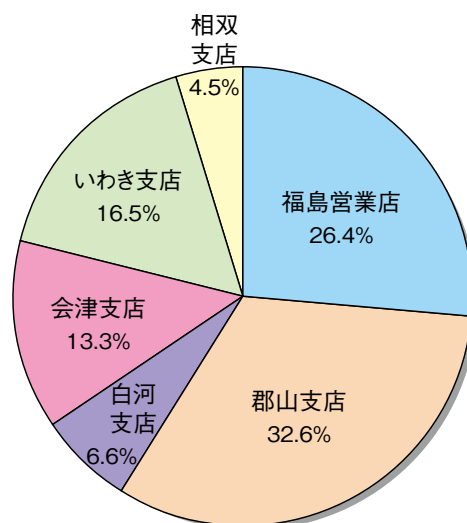


2 項目別保証の動向 (27年度)

本店・支店別保証承諾

(単位:百万円)

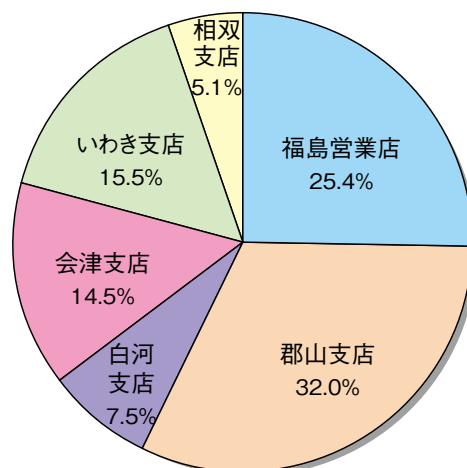
区 分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	2,506	30,945	26.4	103.7
郡山支店	3,308	38,193	32.6	94.6
白河支店	701	7,702	6.6	79.3
会津支店	1,375	15,602	13.3	81.3
いわき支店	1,422	19,301	16.5	102.6
相双支店	261	5,290	4.5	100.0
合 計	9,573	117,033	100.0	95.0



本店・支店別保証債務残高

(単位:百万円)

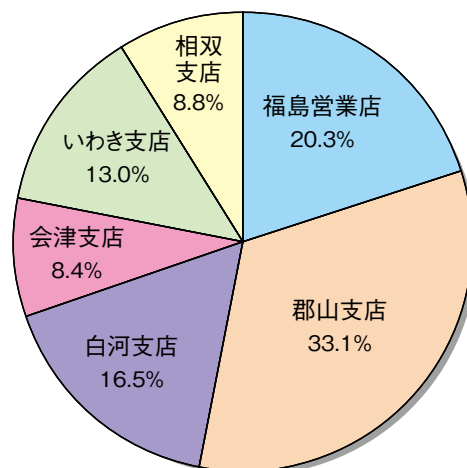
区 分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	10,826	92,479	25.4	92.4
郡山支店	13,072	116,289	32.0	91.9
白河支店	3,156	27,219	7.5	89.7
会津支店	6,570	52,602	14.5	91.1
いわき支店	6,317	56,442	15.5	93.3
相双支店	1,517	18,424	5.1	86.0
合 計	41,458	363,455	100.0	91.6



本店・支店別代位弁済

(単位:百万円)

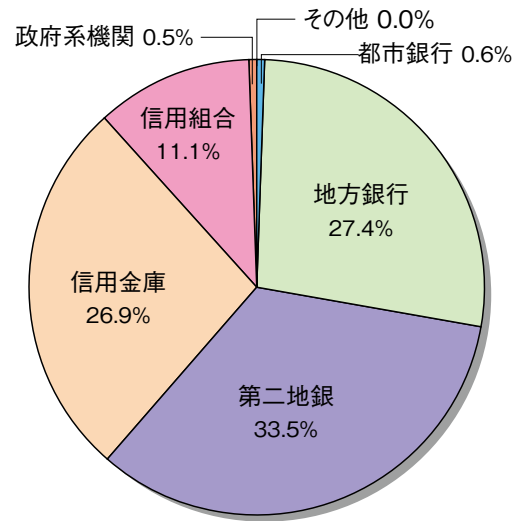
区 分	件数	金額	構成比%	前年度比%
福島営業店	109	714	20.3	149.6
郡山支店	136	1,166	33.1	99.0
白河支店	60	582	16.5	240.2
会津支店	32	296	8.4	79.8
いわき支店	60	457	13.0	96.4
相双支店	19	310	8.8	167.1
合 計	416	3,525	100.0	120.4



金融機関群別保証承諾

(単位:百万円)

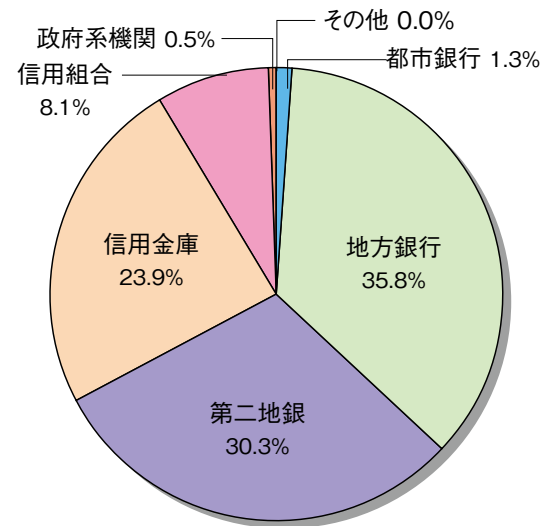
区 分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都 市 銀 行	29	689	0.6	90.5
地 方 銀 行	2,076	32,043	27.4	87.7
第 二 地 銀	2,898	39,196	33.5	102.2
信 用 金 庫	2,603	31,456	26.9	96.0
信 用 組 合	1,937	13,018	11.1	91.3
政 府 系 機 関	30	631	0.5	115.2
そ の 他	—	—	—	—
合 計	9,573	117,033	100.0	95.0



金融機関群別保証債務残高

(単位:百万円)

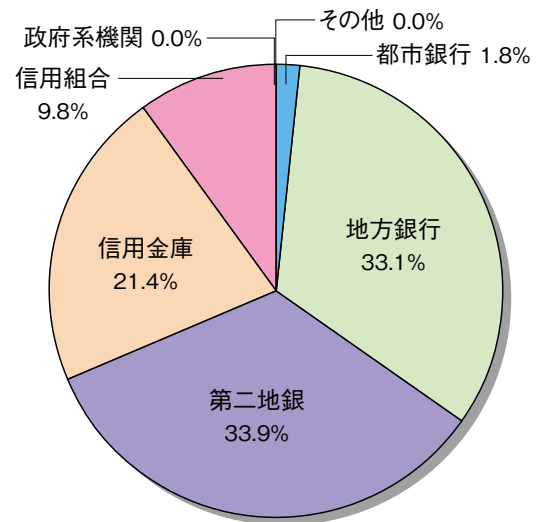
区 分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都 市 銀 行	252	4,563	1.3	80.6
地 方 銀 行	11,870	130,272	35.8	85.6
第 二 地 銀	12,187	110,164	30.3	95.2
信 用 金 庫	11,467	86,976	23.9	95.8
信 用 組 合	5,566	29,572	8.1	96.9
政 府 系 機 関	116	1,908	0.5	109.6
そ の 他	—	—	—	—
合 計	41,458	363,455	100.0	91.6



金融機関群別代位弁済

(単位:百万円)

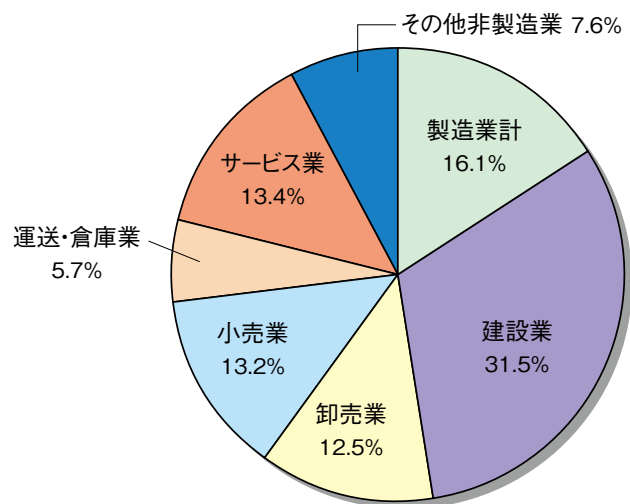
区 分	件数	金額	構成比%	前年度比%
都 市 銀 行	6	63	1.8	34.6
地 方 銀 行	141	1,165	33.1	110.7
第 二 地 銀	134	1,195	33.9	153.7
信 用 金 庫	80	753	21.4	118.3
信 用 組 合	54	347	9.8	127.1
政 府 系 機 関	1	2	0.0	29.8
そ の 他	—	—	—	—
合 計	416	3,525	100.0	120.4



業種別保証承諾

(単位:百万円)

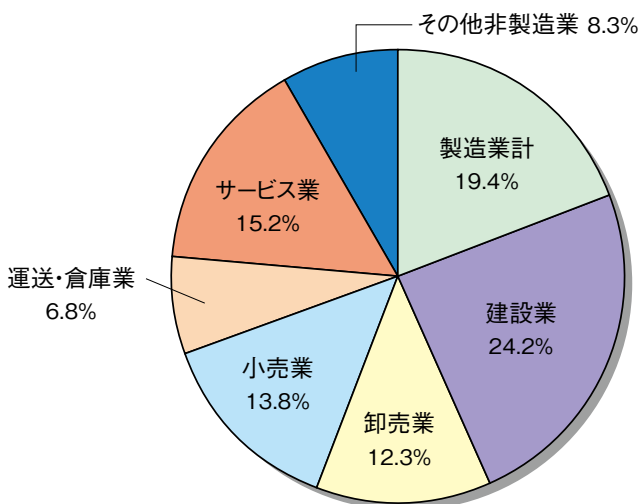
区 分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食 料 品 工 業	183	3,088	2.6	89.6
機 械 工 業	231	3,352	2.9	88.5
金 属 工 業	180	2,986	2.6	107.6
電 気 機 器 工 業	116	1,975	1.7	110.6
そ の 他 製 造 業	641	7,484	6.3	96.7
製 造 業 計	1,351	18,885	16.1	96.7
建 設 業	3,220	36,899	31.5	91.6
卸 売 業	993	14,672	12.5	92.1
小 売 業	1,442	15,449	13.2	97.5
運 送 ・ 倉 庫 業	372	6,670	5.7	90.6
サ ー ビ ス 業	1,422	15,664	13.4	97.4
そ の 他 非 製 造 業	773	8,794	7.6	108.2
非 製 造 業 計	8,222	98,148	83.9	94.7
合 計	9,573	117,033	100.0	95.0



業種別保証債務残高

(単位:百万円)

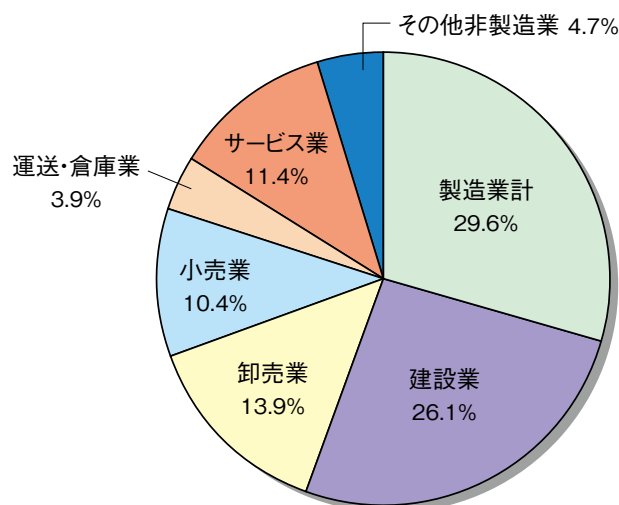
区 分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食 料 品 工 業	1,047	12,256	3.4	87.5
機 械 工 業	1,063	12,098	3.3	90.3
金 属 工 業	897	11,481	3.2	91.3
電 気 機 器 工 業	649	7,653	2.1	93.7
そ の 他 製 造 業	3,188	26,970	7.4	89.2
製 造 業 計	6,844	70,458	19.4	89.9
建 設 業	10,897	87,945	24.2	91.0
卸 売 業	4,207	44,752	12.3	89.3
小 売 業	6,900	50,310	13.8	93.1
運 送 ・ 倉 庫 業	2,037	24,585	6.8	90.3
サ ー ビ ス 業	6,722	55,250	15.2	92.6
そ の 他 非 製 造 業	3,851	30,155	8.3	98.8
非 製 造 業 計	34,614	292,997	80.6	92.1
合 計	41,458	363,455	100.0	91.6



業種別代位弁済

(単位:百万円)

区 分	件数	金額	構成比%	前年度比%
食 料 品 工 業	30	372	10.6	703.5
機 械 工 業	33	164	4.7	97.1
金 属 工 業	24	285	8.1	599.9
電 気 機 器 工 業	2	8	0.2	3.5
そ の 他 製 造 業	27	216	6.0	140.3
製 造 業 計	116	1,045	29.6	160.6
建 設 業	91	920	26.1	186.2
卸 売 業	54	492	13.9	104.6
小 売 業	63	367	10.4	43.5
運 送 ・ 倉 庫 業	16	139	3.9	—
サ ー ビ ス 業	55	402	11.4	104.1
そ の 他 非 製 造 業	21	160	4.7	190.5
非 製 造 業 計	300	2,480	70.4	108.9
合 計	416	3,525	100.0	120.4





IV.経営計画について

第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

福島県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、県内経済動向に的確に対応し、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成27年度から29年度までの3ヵ年間における業務上の基本方針として以下に掲げる項目を重点項目とし、中小企業者の資金調達の円滑化に向けて積極的に取組むこととします。

① 復興段階に応じた保証の推進

- ① 復興に努力している企業に対しては、震災関連保証制度を活用し、引き続き積極的かつ柔軟な対応を行います。特に事業再開する企業を積極的に支援するため、関係機関とも連携しながら適切な制度資金等の推進を図ります。
- ② 「ふくしま復興特別資金」での借換保証を積極的に推進し、中小企業の資金繰り改善に取り組めます。また、同制度の継続を要請していきます。
- ③ 単なる資金繰り支援に止まらず、事業計画の策定支援などの経営支援にも力を入れたいいわゆる金融と経営の一体的支援としての「経営力強化保証」や市町村の制度資金の推進に取組み県内企業の経営力の強化に努めます。
- ④ 「経営者保証ガイドライン対応保証制度」の周知を図りながら、金融機関と連携し適切な対応に努めます。
- ⑤ 復興段階やニーズに応じた有効な保証制度の在り方を検討しながら適切な支援に努めます。

② 利用企業の拡大

- ① 原子力災害に伴い休・廃業を余儀なくされるなど県内の中小企業者が減少し、また、協会利用者数も減少してきているため、起業家及び創業者が利用し易い制度資金の拡充により利用企業者数の拡大に努めます。
- ② 小口零細企業及び資金繰りや経営課題等に悩む中小企業に対し「協会利用のメリット」をPRし、利用拡大を図ります。
- ③ 積極的に企業訪問を行い個々の企業の実情を把握し、企業のニーズに合った「提案型の保証」を推進し利用率の向上を図ります。
- ④ 各種保証キャンペーンを展開し利用率の向上を目指します。

③ 経営支援の充実・強化

- ① 東日本大震災や原子力災害に伴う既存顧客の喪失や風評被害等により震災の影響から脱していない中小企業者や復興需要の鈍化等外的環境の悪化により資金繰り・業績悪化が懸念される中小企業者に対し、二重債務問題や資金繰り不安の解消に向け、関係機関と連携し経営改善を支援します。
- ② 中小企業金融円滑化法施行後、返済緩和の条件変更実施企業が高止まりしているため、関係機関と緊密な連携を図りつつ、経営改善の支援に取り組めます。
- ③ 延滞先や事故先に対しては、関係機関と連携し、早期着手に取組み企業の実情に即した柔軟で適切な対応を迅速に行い企業の立ち直りの支援に努めます。
- ④ 創業予定者や創業間もない中小企業者に対し、創業時の相談・計画策定支援、及び、開業後フォローアップ支援等を行います。

④ 適切な求償権の管理

- ① 東日本大震災や原子力災害の被災者については、震災後約4年経過するが未だ復興途中であり引き続き被災者に寄り添った柔軟な対応に努めます。
- ② 求償権債務者及び連帯保証人の抱える課題を踏まえ、実態に即した対応を図ります。
- ③ サービサーとの連携を密にし協同で回収促進に努めます。
- ④ 「経営者保証に関するガイドライン」などの公的な施策については、その趣旨に即した対応に努めます。

⑤ 組織力の強化

- ① 公的機関としてコンプライアンスの徹底を図り、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて倫理憲章を遵守し、信頼される協会を目指します。
- ② 個人情報漏えい防止に向けた対応徹底及び、個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底に引き続き取り組めます。
- ③ 事業継続計画（BCP）を制定し、更なる業務機能の維持強化を図ります。
- ④ 様々な取組みの充実・拡充を図っていくため、財政基盤の強化が不可欠であり、国・県等に対して補助金等の増額、損失補償制度の充実などの財政支援について要望していきます。
- ⑤ 保証業務の他にコンサルティング機能や経営支援機能等も求められており、こうした多様なニーズに応えられる職員を育成するため、資質向上に向けた研修を計画的に実施すると共に、中小企業診断士の養成に努めます。
- ⑥ 次期システム決定に伴い業務全般の見直しが必要となり、内部的に各部署と連携し移行体制を整え、外部的に関係機関への説明と調整を行い移行作業に取り組めます。システムの安定稼働とシステムに携わる部署の人材育成を図ります。
- ⑦ 中小企業者・金融機関・関係団体に協会を身近な存在と感じていただくために対象・目的別に有効な広報手段を戦略的に考え協会の情報発信力の強化を図ります。

平成28年度経営計画

① 業務環境

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興へ向けた取組みが続く中で、公共投資は、高水準ながら除染作業の進展等に伴い減少傾向であり、住宅投資は、被災住宅の建て替え等により高い水準で推移しています。個人消費は、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかに持ち直しつつあり、県内景気は、全体としては緩やかに回復している状況ではありますが、地域間、業種間、企業間に差が生じています。

地域別では、中通り地域やいわき地域は復興需要が続いていますが、今後除染作業の減少に伴い、建設業関連の活況も次第に落ち着くと見込まれます。会津地域は少子高齢化、若い労働力の県外流出で人口減少が急速に進行しており、風評の影響も根強く、景況回復・向上の動きが弱くなっています。原子力災害による避難指示区域が多かった相双地域においては、徐々に避難指示解除の動きが広まっているものの、住民帰還の動きが鈍い等の問題が顕在化しており、また帰還困難区域は未だ先が見通せないなど厳しい面もあり、人口・経済回復には時間を要する状況であります。

② 業務運営方針

このような状況の中、当協会は、資金繰り支援や中小企業の課題解決に向けた業務推進を行い、利用企業者数の減少や条件変更止まりの状況への対応と復興段階に応じた適切な支援及び行政や関係機関との連携強化を図ることを重点として、一層の金融と経営の一体的支援に積極的に取組むこととします。また、国で検討を進めている信用保証制度の見直しについては、その動向を注視していきます。

③ 重点課題の取組み

【保証部門】

(1) 復興段階に応じた保証の推進

- ・ 事業再開する企業を含め、個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努め、震災関連保証制度等の推進に取組みます。特に事業再開する企業に対しては、関係機関とも連携して積極的に支援します。
- ・ 「ふくしま復興特別資金」のメリットをPRし、借換保証の提案を行う等、引き続き推進を図り、中小企業の資金繰り改善に取組みます。なお、同制度の継続のために福島県への要請活動にも取組みます。
- ・ 今回新たに創設する協会制度「設備応援特別保証」により中小企業の設備投資を後押しします。本制度は保証期間20年以上とし、協会独自に保証料率を0.1%割引します。
- ・ 特別追認」での借換保証や、企業のニーズに合わせ「ふくしま産業育成資金」や「県信用組合資金」等の推進等でバランス良い保証推進を行います。

(2) 利用企業の拡大

- ・ 「県起業家支援保証」に国の創業関連保証枠が新設される事に合わせて、協会でも独自に保証料率を0.1%割引し、さらに利用拡大を図ります。市町村に対しても「創業枠」の新設を要請し起業家及び創業者の利用向上を図ります。
- ・ 平成27年10月から対象事業者に加えられたNPO法人への保証取り扱いを積極的に推進します。
- ・ 多様な企業の資金ニーズに 대응していくため、新たに継続型短期保証の創設を検討します。
- ・ 商工団体や税理士会・関係団体との連携を密にし、会合等には積極的に出席して「協会利用のメリット」をPRし、保証協会の周知を図りながら利用推進します。

- ・ 企業訪問の際は「協会利用のメリット」や、保証制度等を簡潔にまとめた「信用保証ミニガイド」によるPRと企業の資金ニーズにあった保証を提案し、利用向上を図ります。
- ・ 「新規保証キャンペーン」の他、各種キャンペーンを継続させ、利用企業数・利用金額の向上を図ります。
- ・ 県内金融機関の若手行員を対象とした「保証業務研修会」を実施し、保証制度の理解、習得を通して金融機関からの利用拡大を図ります。

(3) 政策保証の推進

- ・ 「経営力強化保証」を活用した金融と経営の一体的支援を図り、県内企業の経営力の強化に努めます。
特に「県経営力強化保証」は保証料率が低いなど、利用のメリットをわかりやすくPRするとともに、昨年度新設した「経営力強化保証キャンペーン」も継続して実施し、積極的に利用推進します。
- ・ 市町村制度資金については、引き続き制度の拡充等を要請していきます。
- ・ 「経営者保証ガイドライン対応保証制度」については各種会議・保証月報等で制度の概要・取扱いの注意点等を説明し周知に努め、金融の円滑化に取組みます。

【期中管理部門】

(1) 創業支援の強化

- ・ 日本政策金融公庫等との連携により「創業相談会」を開催し、セミナーによる起業マインドの醸成や個別相談による課題解決の支援等に取組みます。また、創業間もない中小企業者には、企業訪問や「外部専門家派遣事業」等により、開業後のフォローアップを積極的に行い、経営の安定化に向けた支援を実施します。
- ・ 関係機関との連携を強化し、商工会議所等が主催する「創業塾」に講師として参加するなど、創業希望者の支援・育成に努めます。

(2) 期中支援の強化

- ・ 外的環境の変化により資金繰り・業績悪化が懸念される中小企業者には、必要に応じ「外部専門家派遣事業」や「経営改善計画策定支援事業」等を活用しつつ、経営改善の支援に積極的に取組みます。
- ・ 中小企業金融円滑化法施行後、返済緩和の条件変更を繰り返している中小企業者には、「経営安定化支援事業」を活用し、「外部専門家派遣事業」などにより抜本的な経営改善や借換等による返済正常化の促進を積極的に支援します。また、「経営サポート会議」を活用して、金融機関等関係者との連携を密にして、速やかな経営改善の実施に繋がります。
- ・ 保証利用率の高い大口保証先の実態把握に努めると共に、経営改善支援の必要な先に対し企業訪問を行う等、経営支援に努めます。
- ・ 延滞先や事故先には、早期着手による正常化に取組むと共に、必要により関係機関と連携し経営改善に取組みます。
- ・ 経営課題を抱える中小企業者のため、「経営相談会」や「夜間相談会」を開催するなど、「顔の見える協会」として常に開かれた相談体制を構築し、経営課題解決の支援を行います。
- ・ 「セーフティネット5号保証」、「ふくしま復興特別資金」、「経営力強化保証」や「経営改善サポート保証」の保証利用先に対するモニタリングを継続実施して、業況確認を行い、必要に応じて経営支援を行います。
- ・ 「McSS」経営診断の情報提供を行い、中小企業者の経営力向上を図ります。

(3) 再生支援の強化

- ・ 東日本大震災や原子力災害に伴う既存顧客の喪失や風評被害等により震災の影響から脱していない中小企業者の再生を図るため、「福島産業復興機構」・「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、「二重債務問題」解消に引き続き積極的に取組みます。

- ・ 経営再建の見通しのある中小企業者には、「福島県中小企業再生支援協議会」・「地域経済活性化支援機構」等と連携し、再生支援に取り組めます。
- ・ 再生支援を行った企業には、金融機関、支援機構等と連携し、モニタリングによるフォローアップ等、継続的な経営改善の後押しを重点的に実施します。

(4) 連携支援の強化

- ・ 「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を福島県と共催し、構成員(金融機関等)との連携を強化します。
- ・ 「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」の構成機関として、地方公共団体、中小企業支援機関(商工会議所・商工会等)、中小企業診断協会や税理士会等との連携や情報交換を密にし、中小企業者に対する支援策の充実や効果的な活用を図ります。

【回収部門】

(1) 被災者への対応

被災者に対しては情報収集に努め、実態に合った弁済折衝により回収の底上げを図るなど、引き続き被災者に寄り添ったきめ細やかな対応と継続した折衝により回収促進を図ります。

(2) 早期回収の着手

無担保求償権や第三者保証人のいない求償権が増加しており、期中管理段階から資産・所得等の情報取得に努めると共に、代位弁済前の折衝時から回収担当者も面談に同席し、スムーズなリレーにより代位弁済後速やかに弁済計画の確認、弁済誓約書の徴求を行うことで定期回収の底上げを図ります。

(3) 実情に即した適切な回収方針

事業継続先と休業先・廃業先など求償権先の事業実態や債務者・保証人の現況等を把握し、減免完済や一時金弁済による保証免除等により一括弁済の促進を図り、事業継続先については経営支援室と連携し「求償権消滅保証」などの支援により回収の最大化を図ります。

(4) サービサーの有効活用

通常業務の他、協会とサービサーの合同会議や担当者の出向打合せを通して、サービサーにおける求償権回収の進捗状況の把握と情報共有に努め、綿密な連携により共同で回収促進を図ります。

また、県外へ避難している被災者や移住している関係人の実態把握や折衝を図るために、サービサーの利用推進を図ります。

【コンプライアンス部門】

(1) 法令等遵守の推進

- ・ コンプライアンス・プログラムを策定して、コンプライアンス態勢の周知徹底を図ります。
- ・ プログラムの実施により継続して法令等の遵守に努めるとともに、実施状況の検証を行い必要な改善に取り組めます。

(2) 個人情報漏えい防止など情報セキュリティ態勢の確立

- ・ 会議・研修等において、個人情報漏えい防止のための対策と個人情報保護法やマイナンバー法の遵守に関して周知徹底を図ります。
- ・ システム移行については、移行推進本部が中心となり情報セキュリティ態勢を整備するとともに、ヒューマンエラー等の未然防止のため、リスク管理の徹底を図ります。

- (3) 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止
 - ・ データベースの適正活用等を図ります。
 - ・ 発生事案の検証と適切なフィードバックを行います。
 - ・ 警察等関係機関との連携を強化します。
- (4) 災害時における事業継続のための体制強化
 - ・ 事業継続計画(BCP)の制定に向けた検討作業に取り組めます。

【その他間接部門】

- (1) 次期システムの移行作業及び本稼動に向けた対応
平成29年1月の次期システム移行については、移行推進本部を中心に役職員一丸となって移行スケジュール管理及びリスク管理の徹底を図ります。また、本稼動後のシステムの円滑な運用に努めます。
- (2) 現行共同化システムの安定稼動とシステム開発の円滑な対応
現行システムの信頼性確保と安定稼動に向け、システム開発の依頼先並びに同一ユーザー協会との情報の共有化を図り、システムの円滑な運用に努めます。
- (3) 人材の育成
中小企業診断士の養成の他、階層別・課題別など目的に応じた全国信用保証協会連合会主催による研修、若手職員の育成に重点を置いたOJTにより多様なニーズに応えられる職員の育成に取り組めます。
- (4) 財政基盤の強化
中小企業者に対して様々な信用保証を通じた金融支援や創業支援、経営支援、回収の強化などに取り組み、財政基盤の強化に努めます。さらにそれら取り組みの充実・拡充を図っていくために、国及び福島県に対して補助金等の増額や損失補償制度の充実などの財政支援について継続して要望していきます。
- (5) 情報発信力の強化
 - ・ 職員一人一人が広報マンとして、実地調査等を通して企業や金融機関に出向き、フェースツーフェースで協会事業をPRします。
 - ・ 月報やホームページなど既存の広報手段の見直しやリニューアルに取り組めます。
 - ・ ラジオ、新聞などのメディアを活用した広報活動に取り組めます。
 - ・ 創業者、中小企業者、税理士や商工関係団体等への説明会用資料の見直しを図り、職員に講演会や説明会への参加を促し、協会利用のメリットなどの広報に努めます。
 - ・ 協会支援メニューの周知について各課と連携し広報に取り組めます。

④ 事業計画

平成28年度の保証承諾等の主要業務数値計画は以下のとおりです。

(単位:百万円、%)

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	110,000	91.7
保証債務残高	340,000	91.9
代 位 弁 済	6,000	120.0
実 際 回 収	1,300	86.7

※実際回収とは、元金及び損害金の回収をいいます。

平成27年度経営計画の業務実績評価報告

福島県信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき運営されている公的機関として、「信用保証」機能を通じ中小企業金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

今般、平成27年度経営計画の業務実績についての評価を行うにあたっては、「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」と「効果的・効率的役割を果たしたか」の二つの視点から実施し、後藤康夫福島大学特任教授、尾形克彦公認会計士、初澤敏生福島大学教授により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえて、次のとおり評価報告書を作成しましたので、ここに公表いたします。

重点課題への取組み

平成27年度の重点課題として掲げた項目への取組み状況は、以下のとおりです。

① 保証部門

(1) 復興を重視した保証の推進

県内は「復興道半ば」とはいうものの、復興のスピードは企業により大きな差があり、個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援を行うべく、ニーズに合った各種保証制度を活用し、積極的な保証推進を行いました。

特に保証業務協議会や勉強会、事前相談を通じ、震災関連保証制度である「ふくしま復興特別資金」による借換や提携保証の「特別追認」を中心に保証推進を図り、企業の資金繰りの円滑化に寄与しました。しかし、低金利状況下での保証料割高感や資金調達が多様化もあり、保証料率や金利の低い「ふくしま復興特別資金」の申込は堅調に推移したものの、その他の制度資金の利用が伸び悩んだことから、保証承諾は117,033百万円（前期比95.0%）と減少し、年間計画である120,000百万円の達成に、あと一歩届きませんでした。

今後は、各種制度資金の利用推進に努力していきます。

(2) 利用企業の拡大

(ア) 企業訪問の際に「各種保証制度」のPRだけでなく「協会利用のメリット」を活用し「保証後も中小企業を無料でフォローする」・「創業者を積極的に応援する」など金融と経営の一体的支援の取組みを丁寧に説明し、また、金融機関に対しては「新規企業キャンペーン」の継続実施や若手行員を対象とした「保証業務研修会」を実施し、利用企業の拡大に努めました。その結果、1,381企業の新規先を獲得しましたが、代位弁済企業を含め、減少企業が1,801企業あり、利用企業者数は19,114企業と420企業減少しました。ちなみに、前年度の997企業減少と比較すると、減少幅は緩やかになっています。

(イ) 創業資金はこれまで「県起業家支援保証」が中心でありましたが、国の2つの創業保証は責任共有対象外の100%保証であることをPRし活用を促した結果、前年度は保証実績が無かった国の創業保証が66件の保証承諾となりました。全体としても90件から113件に増加し創業を後押ししました。

平成28年度から「県起業家支援保証」は、国の2つの創業保証の併用が可能となり、保証料率を0.2%（県負担0.1%協会負担0.1%）引き下げしましたので、更なる利用増加が見込まれます。

(ウ) 平成27年10月27日に、日本政策金融公庫と、創業支援を重点とした業務連携を行い、各支店で情報交換会・勉強会等を開催し、初年度は、協調融資5件、78百万円の保証実績となりました。また、その他の関係機関とも、各種会議等を通じ連携を図っており、今後は「地域サポート委員会」等を通じ、更なる連携強化を図っていきます。

(3) 政策保証の推進

(ア) 「経営力強化保証」については、保証業務協議会等での推進に加えて、新規に「経営力強化保証キャンペーン」を実施した結果、保証承諾は58件、675百万円となり、金額は前期比94.5%でありましたが、件数は前期比116.0%と増加しました。表彰店舗も上期は2店舗でありましたが、下期は5店舗となりました。

今期もキャンペーンを継続し制度の必要性・メリットをPRして、更なる利用推進を図ります。

- (イ) 「市町村制度資金」については、保証料補助があり、利用するメリットが大きいことをPRし、保証推進を図った結果、保証承諾は 5,765 百万円となり、目標の 6,000 百万円には届かなかったものの、前期比 105.7% となりました。
今後とも有利性などをPRし、更なる利用推進を図っていきます。
- (ウ) 「経営者保証ガイドライン対応保証制度」については、各種会議等で、周知を図りましたが、利用はありませんでした。

② 期中管理部門

(1) 再生支援の強化

二重債務対策として、「福島産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」からの債権買取等要請に対し、21 企業について債権譲渡等の支援を実行しました。それにより対象企業の実質金利負担の軽減を図り、資金繰りが改善されたほか、対象企業に従事する 428 名(前年度実績は 386 名)の雇用維持が図られました。

さらに、債権譲渡後の資金需要についても 21 件中 7 件には新規保証を行い、復興への前向きな対応を行いました。

また、「福島県中小企業再生支援協議会」の支援の下、作成した再生計画に基づき、リスケジュールによる資金繰り支援を 21 企業、第二会社方式による実質求償権放棄及び求償権消滅保証による支援を各 1 企業対応し、中小企業金融円滑化法終了後の資金繰りに窮する企業の事業再生に積極的に取り組みました。

(2) 期中支援の強化

返済緩和の条件変更を繰り返すなど、経営の安定に支障を来している企業の経営改善を促進するため、新たに国庫補助金を活用し、「経営安定化支援事業」として、専任の嘱託職員による企業訪問のほか、「福島県中小企業診断協会」との連携による専門家派遣を最大 10 回派遣可能に制度を拡充して実施しました。その結果、企業訪問を 157 企業、212 回実施するとともに、経営診断のため 80 企業、271 回(前年度は 12 企業、27 回)、経営改善計画策定支援のため 14 企業、33 回それぞれ専門家を派遣するなど、積極的な支援に取り組みました。平成 28 年度も「経営安定化支援事業」を最重点に、関係機関と連携し経営改善を一層支援していきます。

また、経営改善に自ら取り組む中小企業に対しては、公認会計士・税理士・金融機関等の認定支援機関が行う経営改善計画の策定に要する経費の一部を補助し、その促進を支援しました。

なお、金融支援にあたり、関係者の意思決定を迅速化し、速やかな経営改善の実施を図るため、「経営サポート会議」の活用を促しました。その結果、23 企業、28 回(前年度は 17 企業、19 回)の会議開催を通じて、利用企業の経営改善に資することができました。

大口保証先(保証債務残高 50 百万円以上)のフォローアップとして、金融機関に対し決算書の提出を依頼し、上期 457 企業、下期 548 企業の決算書を受領し、経営状況の把握に取り組みました。

その中で、財務状況に懸念がある先などから、上期・下期各 50 企業、計 100 企業を抽出しフォローアップシートを作成、経営支援が必要と判断した 66 企業について直接訪問し、経営課題の把握とその解決に努めました。

また、事故先や延滞 1・2 回先、条件変更 3 回以上先は、関係機関が連携し期中管理状況の把握に努めた上で、早期の正常化に取り組みました。それらにより調整額は前期比 108.2%の 5,861 百万円の実績となりました。このようなきめ細やかな期中支援に努めた結果、代位弁済は 3,525 百万円(計画比 70.5%、前期比 120.4%)となりました。

「経営相談会」について、県内 6 か所で計 12 回開催し、105 企業(前年度 92 企業)からの相談があり、そのうち、27 企業に対して専門家を派遣するなどにより課題解決の一助を担いました。

モニタリングは、セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急特例保証利用先 2,750 件(上期 1,328 件、下期 1,422 件)、経営力強化保証利用先 160 件について、金融機関からの業況報告書の提出を受け、現状等の把握に努め必要に応じ企業訪問による支援を実施しました。

(3) 創業支援の強化

「経営相談会」に併せて「創業相談会」を開催し、16 企業からの創業に係る相談に対応しました。日本政策金融公庫との業務提携に基づき、うち 4 企業については公庫と合同で事業計画策定、資金調達等に関する具体的な助言を行いました。

また、創業フォローアップとして、創業時計画と実績との乖離が大きい 17 企業について、訪問の上、現状の確認、創業後の悩み等の聴き取りを実施し、必要な経営支援策を提案するなど課題の解決に努めました。

平成 28 年度は、国制度の拡充により、創業支援が「経営安定化支援事業」に位置付けられたことから、それを活用し取組みの更なる強化を図ります。

(4) 連携支援の強化

中小企業庁の支援ポータルサイト「ミラサポ」による専門家派遣制度を活用し、全国の各種専門家を3企業に対し4回派遣し、課題解決促進に寄与しました。

「福島県中小企業支援ネットワーク会議」を3月に開催し、構成員である金融機関等と各種施策の情報共有を図るなど、連携の強化に努めました。

10月に創設された「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」において、保証協会が「地域サポート委員会」の委員となったことから、税理士・商工団体等とともに、複雑な経営課題を抱える企業の個別・具体的な問題点を検討し、その解決にあたりました。

③ 回収部門

平成27年度の回収については、以下の4つの課題解決に向けて重点的に取り組んできましたが、無担保求償権や第三者保証人のいない求償権の増加など回収環境が厳しさを増していることから、計画1,500百万円に対し、実績は1,247百万円(計画比83.1%、前期比83.5%)と計画を下回りました。

また、債権買取を除いた通常回収(元損)も1,053百万円(前期比86.6%)と前年度を下回ったことから、早期回収の着手の他、今後さらに求償権先の個々の実態把握に努め回収の最大化を図っていく必要があります。

(1) 被災者への対応

被災者に対しては、個々の避難状況や生活実態などの情報収集に努め、被災者に寄り添ったきめ細やかな対応と継続した折衝により回収促進を図ってきた結果、県内でも被災者の多い相双地区の回収実績は228百万円(計画比168.9%、前期比102.2%)と前年度を上回りました。

(2) 早期回収の着手

期中管理段階から資産・所得等の情報取得に努め、代位弁済後速やかに弁済計画の確認、弁済誓約書の徴求を行うなど早期回収の着手に努めた結果、債権買取を除く当年度通常代位弁済からの元本回収は、61百万円(前期比169.1%)と増加し、また、定期回収も元損で270百万円(前期比113.8%)と底上げを図ることができました。

(3) 無担保求償権の回収促進

事業継続先と廃業先など求償権先の実態を把握し、無担保求償権については減免完済や一時金弁済による保証免除等による一括弁済の促進を図った結果、減免完済による回収は50件、元損273百万円(前期比98.5%)とほぼ前年度並みを確保できたものの債権買取を除いた無担保求償権からの回収は、第三者保証人のいない求償権の増加により元損803百万円(前期比88.0%)と下回りました。

また、有担保求償権の減少から不動産からの回収は、元損251百万円(前期比82.4%)と下回りました。

なお、事業継続先について経営支援室と連携して、求償権消滅保証による再生支援により1件、51百万円を回収しました。

(4) サービサーの有効活用

サービサーへの委託状況は、代位弁済の減少や委託不可な法的整理先等の増加から28企業(前期比46.7%)、88件(前期比57.9%)、647百万円(前期比50.6%)と前年度を大幅に下回りました。

さらに、協会とサービサーの合同会議や担当者の出向打合せ及び通常業務を通して、サービサーにおける求償権回収の進捗状況の把握に努め、綿密な連携により共同で回収促進を図ってきましたが、委託求償権回収は元損333百万円(前期比64.7%)と前年度を下回りました。

④ コンプライアンス部門

公的保証機関としての社会的責任を果たすため、役職員が倫理憲章等を共有し誠実かつ公正な事業活動を遂行すると共に、コンプライアンス・プログラムの実施と検証により法令等の遵守に努めました。また、個人情報管理態勢の検証を継続して行うことにより適正な情報管理と情報漏洩の防止に努めました。なお、マイナンバー法施行にあたり、平成 27 年 11 月に諸規程を制定し、周知徹底を図りました。

(1) 法令等遵守の推進

- (ア) コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員に周知を図り、コンプライアンス委員会、担当者会議、研修会等により法令等の遵守を継続して推進しました(委員会 5 回、担当者会議 1 回、研修会等 4 回開催)。
- (イ) 個人情報漏えい防止のための対応については、個人情報管理態勢の検証を行い過誤の防止に努めると共に、個人データ管理関係者会議を開催して管理責任者・管理者の役割再確認と職員への周知を行い、改めて個人情報保護法等の遵守について徹底を図りました。また、全部署で引き続き個人データ管理体制の強化に努めました。
- (ウ) コンプライアンス・チェックシートにより、コンプライアンスの行動、浸透状況についての確認を行い、更なる職員の認識向上に努めました。
- (エ) コンプライアンスについての研修は、階層別、職能別による研修会において実施し啓蒙を図りました(新入職員研修会、初級職員研修会、上級職員研修会、各々 1 回開催)。
- (オ) 内部検査を行い不正過誤の防止に努め、指導した事項については会議でフィードバックし注意の喚起を図りました。

(2) 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止

- (ア) 反社会的勢力等への対応については、データベースの活用により不正利用や詐欺的行為の未然防止に努めました。
- (イ) 反社会的勢力との対応連絡会議を開催すると共に、福島県暴力追放運動推進センターから講師を招聘し講演を行うことにより、反社会的勢力等への対応を強化しました。

(3) 災害時における事業継続のための強化

事業継続計画(BCP)の制定に向けて検討チームを立ち上げ、国の計画策定ガイドラインや他協会の事例など情報を収集し、会議で共有化を図りました。

⑤ その他間接部門

(1) 人材の育成

中小企業診断士については、新たに 1 名が診断士資格を取得し、当協会の診断士は 7 名となりました。信用調査検定では上級 1 名、中級 4 名、初級 1 名が合格し、目利き力の向上を図りました。

内部研修では、中級職員研修会、上級職員研修会において監督者や管理職として果たすべき役割の認識などマネジメント能力向上に主眼を置いた研修等を実施し、外部研修においては、保証業務を 9 名、管理業務を 3 名、経営支援業務を 2 名の職員に、さらに女性職員 4 名に管理者研修を受講させるなど、各種研修や資格取得支援を通じ多様なニーズに応えられる人材の育成、職員の資質向上に努めました。

(2) 財政基盤の強化

国及び県に対して財政支援を要望した結果、国から信用保証協会等基金補助金による制度改革促進基金の交付を受け、県の制度資金損失補償や制度資金利活用推進補助金も継続することができました。

さらに、経営安定化支援事業について、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」の交付決定により、金融支援・経営支援の取組みのさらなる拡充・強化が図られました。

(3) 現行共同化システムの安定稼働とシステム開発の円滑な対応

東北各県との情報共有化を図り、システムの不具合もなく、新設保証制度のシステム対応もでき、全体として円滑なシステム運用を行うことができました。

(4) 次期システムの移行作業

次期システム移行体制としてプロジェクトワーキンググループを設置及び部門毎のチーム編成を行い、検討・協議・会議を重ね、移行スケジュール(マイルストーン)に基づき調査・分析・問題解決等作業を行い要領改正・暫定マニュアル作成・移行データ仕様作成等精度向上を図るべく作業に努めています。

平成 29 年 1 月 10 日の確実な稼働に向け万全を期して作業を行っていきます。

(5) 情報発信力の強化

各種保証制度のPR、経営相談会や専門家派遣事業など経営支援に関すること、社会貢献の一環としての一斉清掃活動や募金活動の実施などを月報やホームページに掲載し積極的な広報に努めました。また、月報に各種キャンペーン表彰の金融機関店舗紹介コーナーを追加するなど一部見直しを行い、協会付融資の利用促進を図りました。さらなるアピール力の向上のため、月報の誌面構成やホームページの内容改善を図っていきます。

メディア活用に取り組み、当協会では初めて長期(8 か月間)にわたる新聞での広報を行いました。同じ内容を小スペースで回数を多く広報しました。引続きメディアを活用し当協会の認知度向上を図っていきます。

保証協会をよく知らない中小企業者や関係機関向けに協会業務概要の資料をパワーポイントで作成、プロジェクターなどを利用し、創業者向け 2 回、金融機関向け 4 回の出前講座を実施しました。今後は、見やすさなど資料の見直しを図り、出前講座などを積極的に行い協会利用のメリットなどの広報に努めていきます。

そのほか、中小企業者の意向・要望を把握するためのお客様アンケートを実施しました。その結果、協会支援メニューについて認知度が低いこと、保証対応や協会への接触希望などの意見・要望が寄せられ、それらに応えるための工夫・改善点を各部門等で詳細に協議し取り組み事項等を掲げました。可能なものから順次実施しており、中小企業者に身近な存在とじていただけるよう今後とも改善を図っていきます。

外部評価委員会の評価と意見

3.11から5年目となりました。最初に県内の経済状況をどう見るかから始めることとします。数字の上では回復傾向にはありませんが、いわゆる「復興特需」の側面が強く、とうてい持続性のあるものと言うことはできません。

東日本大震災からの復興に向けた取組みが続く下で、公共投資は高水準ながらも減少傾向となっております。地域別にみえますと、浜通り地域は額が大きいものの、入札不調などの新たな問題も生じています。会津地域は県内でも特に少子高齢化・若者の県外流出などが進んでおり、加えて風評被害の影響など事態は深刻です。また原子力災害に伴う避難者の帰還はようやく始まりましたが、生活面の不安など問題は山積みであり、暮らしと生業(なりわい)の回復には時間を要する状況です。このように、今なお10万人弱が避難しているなど、復興の動きは地域間、業種間、企業間で大きく異なり、格差の広がりもみられます。さらに世界経済の不透明感も加わり、県内中小企業を取り巻く環境はますます厳しさを増すことが予想されます。

こうしたことを念頭に、保証協会は「復興支援に向け適切な業務運営を行ったか」、「効果的・効率的役割を果たしたか」、そして「信頼される協会、顔の見える協会」の達成度について、今回検証しました。

一点目は、復興支援の取組みを見てみます。復興段階に応じた各種保証制度を提案し、なかでも「ふくしま復興特別資金」で借換需要に応じたり、二重債務対策として債権譲渡などの支援を実行して、企業の資金繰り改善や雇用維持を図ったこと、また業績悪化の懸念先に対しては、企業訪問や専門家派遣など現場での経営改善に取組まれたことは、着実な仕事として評価されます。

二点目は、金融と経営の一体的支援の取組みは利用者にとって有効であったかを見てみます。企業訪問などを通じ金融と経営の一体的支援を丁寧に説明し、創業保証や経営力強化保証の承諾件数増加につなげたことは、これまでの努力の成果として評価できます。さらに創業後のフォローや経営安定化支援事業で、利用者が抱える課題の解決につなげられたことは、新たな成果として評価できるものです。今後とも、利用者のニーズに即した取組みを期待します。

三点目は、業務運営の効率化と協会の信頼度向上のための取組みを見てみます。多様なニーズに応えられる職員の育成に取組まれたことに加え、協会の認知度を上げるために、今回初めてメディアの活用を試み、長期間にわたる新聞での広報や創業者向けに出前講座などを実施し、興味を示していただいたこと、「お客様アンケート」の声に応える努力をしていることなど、「双方向コミュニケーション」に向けた新しい試みとして大いに評価したいと思います。今後とも、「効率的で、信頼される協会、顔の見える協会」の実現のために積極的な取組みが期待されます。

最後に、原子力災害という多様で複雑な問題を抱え、その解決まで時間を要するものが多い福島県において、公的保証機関として求められる役割を絶えず検証し、県内中小企業の振興と県内経済の活性化につながるよう、日々の仕事に邁進されることを心より期待するものです。

詳細については、ホームページにてご覧になれます。 <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>



V.保証利用のご案内

ご利用になれる保証の限度額

	個人・法人	組 合
一 般 保 証	2億円	4億円
無 担 保 保 証	8,000万円	8,000万円
無 担 保 無 保 証 人 保 証	1,250万円	1,250万円

- ① 東日本大震災復興緊急保証は、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ② セーフティネット保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ③ 災害関係特例保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。ただし、①②③は合わせて無担保で1億6,000万円、総枠で5億6,000万円です。また、②と③は総枠で2億8,000万円以内です。
- ④ 特定社債保証については、セーフティネット保証を除く一般保証、無担保保証、災害関係特例保証と東日本大震災復興緊急保証と合計で5億円が限度となります。
- ⑤ 流動資産担保融資保証は、他の保証と別枠でご利用できます。
- ⑥ 無担保無保証人保証は、他の保証と併用することはできません。
- ⑦ その他、公害防止・エネルギー対策・新事業開拓・海外投資関係保証等で上記保証の限度額とは別に取扱できる保証もありますので、各支店にお気軽にご相談ください。

保証をご利用になれる方

個人事業者及び会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。
なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

住 所・営 業 実 績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。
営業年数は問わず現に事業(保証対象業種)を営んでいること。
なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

資本金・従業員数

事業の規模(資本金・従業員数)が次の条件にあてはまること。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 等 (建 設 業 、 運 送 業 等)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
小 売 業 (飲 食 店 を 含 む)	5千万円以下	50人以下
医 業 を 主 と する 事 業 と する 法 人	—	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

政 令 特 例 業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 〔自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。〕	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下

- ※ 従業員は、常時使用する従業員数となります。なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。
- ※ 法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。
- ※ 個人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。

資金使途

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金又は設備資金などの事業資金であることが必要となります。
生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

保証対象業種

中小企業者であればほとんどの業種が対象となります。

ただし、農林漁業(一部対象業種あり)、性風俗関連特殊営業、サービス業の一部、金融業及び宗教法人・学校法人・非営利団体等は保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

1. 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
2. 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があった場合

担保

担保は必要な場合があります。

責任共有制度

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様に対するより一層の支援を行うことができるようにすることを目的に平成19年10月1日より導入されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方の方式を選択、採用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆様にご負担いただく信用保証料は同じです。

負担割合

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会80%	金融機関20%
---------	---------

責任共有制度の対象

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部対象から除外される保証制度があります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

【責任共有制度の対象外となる主な保証】

- ・※小口零細企業保証(「全国小口」)
- ・福島県小規模企業支援資金融資保証(上記制度に準拠して創設された県制度、「県小規模」)
- ・無担保無保証人制度(特別小口保険に係る)保証
- ・経営安定関連保険(セーフティネット) 1号～6号に係る保証。
- ・創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に係る保証
- ・災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証

※責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。

保証限度額 : 1,250万円(既保証残高を含む)

対象事業者 : 常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の個人及び法人等

保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくことになります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

保証料率体系

保証料率は、従来は一律でしたが、保証料率の弾力化に伴い、ご利用される中小企業の皆様の経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット(経営安定関連)保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%) (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率(%) (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率」として表示しています。

注)責任共有外保証料率は、保証委託額(100%保証ですので、貸付金額と同額となります)に対する率です。表示上は、単に「保証料率」とのみ表示することとしています。

注)特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証のことをいいます。

注)県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

現在は、非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

割引制度

保証料率は、財務内容の評価だけでなく、一定の定性要因(非財務要因)も加味し決定する全国統一割引と当協会独自に保証料率を割引している制度があります。

(全国統一割引：最大で0.20%の割引が適用されます)

- | | | | |
|------------------|---------------|------|----|
| 1. 中小企業の会計に関する割引 | (略称：中小企業会計割引) | 0.1% | 割引 |
| 2. 会計参与設置に関する割引 | (略称：会計参与割引) | 0.1% | 割引 |
| 3. 有担保保証に対する割引 | (略称：有担保割引) | 0.1% | 割引 |

(協会独自割引：各制度0.1%割引しております)

主な制度

- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ ふくしま復興特別資金(復興枠)
- ・ 設備応援特別保証
- ・ 創業等関連保証
- ・ 創業関連保証
- ・ 福島県起業家支援保証

主な保証制度のご案内

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。

さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県及び市町村が財政措置を講じ実施している保証制度もあります。

主な保証制度を掲載しますので、ご参照ください。

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	普通保証	2億円(組合4億円)	必要な期間	年0.45～1.90%※
	無担保保証	8千万円	原則5年以内	①③適用
大口資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39～1.62%※ ①③適用
小口資金を反復・継続的に	事業者カードローン 当座貸越根保証	2千万円	1年間もしくは2年間	(無保証人 年0.90%※ ②適用)
小規模事業者の方の資金調達に	県小規模企業支援保証	1,250万円 (但し、既存保証額と合算して1,250万円)	運転 7年以内 設備 10年以内 (無保証人 5年以内)	年0.35～1.30%※ ①③適用 (無保証人 年0.90%※ ②適用)
手形借入・割引を継続的に	根保証(一般) 根保証(手割)	2億円	1年以内	(一般) 年0.45～1.90%※ ①③適用 (手割) 年0.39～1.62%※ ①③適用
直接金融による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円 (発行価額限度5億6千万円)	2年～7年 (年単位)	年0.45～1.90%※ ②③適用
売掛債権及び棚卸資産による資金調達に	流動資産担保融資保証	2億円 (借入限度2億5千万円)	根保証 1年間 個別保証 既発生債権 6カ月以内 将来債権 1年以内	年0.68%※ (県短期併用 年0.60%※) ②適用
借換による資金繰りの改善に	借換保証	2億8千万円 但し、中小企業信用保険法 第2条第5項第6号認定に係 る限度額は 3億8千万円 (組合4億8千万円)	原則として10年以内 条件変更改善型借換保証 15年以内	利用する各制度に定める 料率・割引適用 セーフティネット併用 1～6号年0.80%※ 7～8号年0.75%※ ②適用
	県経営環境改善保証	5千万円	15年以内	年0.45～1.60%※ ①③適用 セーフティネット併用 年0.70%※ ②適用
有利な事業資金の調達に	県長期安定保証	運転 5千万円 設備 1億円 (併用する場合は1億円)	10年以内(ただし、 土地・建物を取得する 場合15年以内)	年0.45～1.60%※ ①③適用 セーフティネット併用 年0.70%※ ②適用
	市町村合理化資金等保証	市町村の定めにより 3百万円～3千万円	市町村の定めによる	市町村の定めにより 年0.00%～1.90%※ ①②③適用
海外直接投資に	海外投資関係保証	2億円(組合4億円)	10年以内	年1.15%※ ①②③適用

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	・ 一般枠 促進法の承認、旧創造法の認定、産業再生法の承認等、特許等を有する方 5千万円 それ以外の方2千万円 (但し創業者については、自己資金の5倍を限度) ・ 創業等関連保証枠 1千5百万円 ・ 創業関連保証枠 1千万円(支援創業関連保証は1千5百万円)	10年以内	一般枠 年0.15～1.15%※ ①③適用 創業等関連保証枠 年0.70%※ ②適用 創業関連保証枠 年0.65%※ ②適用
	創業等関連保証	1千5百万円 他の保証と合算した限度額は創業関連保証に同じ (但し、事業を営んでいない個人の創業者については自己資金額を限度)	10年以内	年0.80%※ ②適用
	創業関連保証	1千万円(支援創業関連保証1千5百万円) 再挑戦支援保証と合算して1千万円、再挑戦支援保証及び支援創業関連保証と合算して1千5百万円、さらに創業等関連保証併用で3千万円(但し、無担保保証も利用した場合、4制度合計で8千万円)	10年以内	年0.75%※ ②適用
取引先の倒産、業界不振または災害による経営の安定に	セーフティネット(経営安定関連)保証 (経済産業大臣が指定した認定要件1～8号のいずれかの認定を受けた方)	1号～5号及び7号～8号 2億8千万円 (組合 4億8千万円) 6号 3億8千万円 (組合 4億8千万円)	運転 10年以内 設備 20年以内	1～6号年0.80%※ 7～8号年0.75%※ 県短期・県長期併用 年0.70%※ ②適用
経営の安定または災害による事業再建、経営の安定に	県緊急経済対策資金 融資保証	・ 外的変化対応資金 運転 5千万円 設備 7千万円 (併用する場合は7千万円)	10年以内	年0.35～1.35%※ ①③適用
		・ 経営安定特別資金 (経営安定関連5号の認定を受けた方) 5千万円	10年以内	年0.7%※ ②適用
		・ ふくしま復興特別資金 復興枠 8千万円 激甚対策枠 8千万円	15年以内 10年以内	年0.5%※ ②適用

〈ご利用の目安〉	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
事業の成長・発展のために	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内 (一部15年以内)	年0.35%～1.35%※ 福島県次世代育成支援企業 認証 年0.25%～1.25%※ 雇用促進枠 年0.05%～1.05%※ ①③適用 国の特別制度併用 年0.65%※ ②適用
災害による事業再建、経営の 安定に	災害関係保証 (事業用資産に被災を 受けた罹災証明書を 有する方)	・災害関係保証 (東日本 大震災) (平成29年3月31日貸付 実行分まで) 適用地域：全国 無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ②適用
	東日本大震災復興 緊急保証 (市区町村が発行す る罹災証明書・書類 を有する方)	(平成29年3月31日貸付 実行分まで) 無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ②適用
経営力の強化を図るために	経営力強化保証	無担保 8千万円 有担保 2億円(組合4億円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって 保証協会付きの既往借 入金を借り換える場合は 10年以内	責任共有 年0.45～1.75%※ ①③適用 責任共有対象除外の場合 年0.50～2.00%※ ②③適用
	福島県経営力強化保証	5千万円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって 保証協会付きの既往借 入金を借り換える場合は 10年以内	責任共有 年0.35～1.25%※ ①③適用 責任共有対象除外の場合 年0.40～1.40%※ ②③適用
大口設備資金調達のために	設備応援特別保証	2千万円以上2億円以内 (本資金に必要な借入金の うち20%以上について金融 機関の協調融資が必要)	20年以内	年0.35%～1.80%※ ①③適用

保証料率の※は保証料率割引制度の適用について

①中小企業会計割引、または会計参与割引を行う。②会計参与割引を行う。③有担保割引を行う。



VI.経営支援業務について

保証協会を利用されている方のみならず、創業をお考えの方まで、営業店・支店と経営支援室が一体となって、お客様の状況に応じた様々な経営支援施策をご用意しておりますので、お気軽にご相談下さい。

☆専門家派遣事業について

お客様の経営力向上を目的として、中小企業者の方のニーズに応じて、中小企業診断士をはじめとした専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

【相談内容例】

- | | |
|--|---------------------------------------|
| ☐ 新たに事業を開始したい。 | ☐ 新たな販路を開拓したい。 |
| ☐ 経営ビジョンをつくりたい。 | ☐ コストダウンを図りたい。 |
| ☐ 新しい商品を開発したい。 | ☐ 店舗改装を行いたい。 |

○ 福島県中小企業診断協会と連携した専門家派遣

【対象者】

- ・事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家派遣を希望される方。
- ・原則として保証協会を利用している方が対象となります。

【派遣費用・回数】

- ・無料（全額協会負担）
- ・原則として経営診断：5回、改善計画策定：5回、最大10回となります。

○ 「ミラサポ」を利用した専門家派遣

当協会は、ふくしま中小企業支援プラットフォームの構成機関となっており、中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者向けの支援ポータルサイト『ミラサポ』を通じた専門家派遣の利用ができます。

専門家派遣による支援の実施にあたっては、『ミラサポ』への登録が必要となります（ご登録にはメールアドレスが必要です）。詳しくは、ミラサポ★未来の企業/応援サイトをご覧ください。

【対象者】

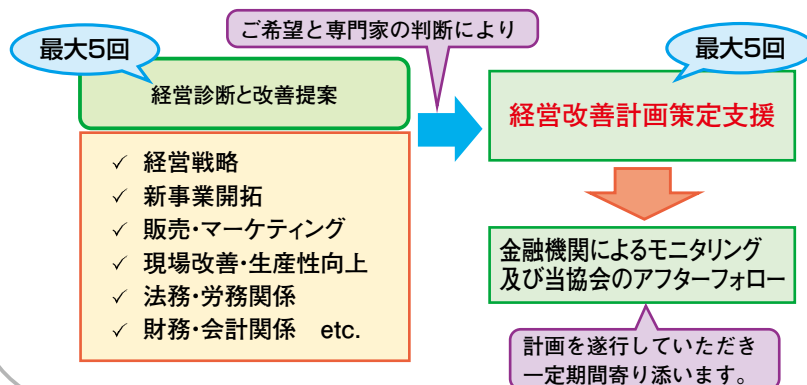
- ・事業経営で悩みを抱え、解決に向け専門家の派遣を希望される方
- ・当協会のご利用の有無にかかわらず利用ができます。

【派遣費用】

無料 ※最大3回まで

専門家（診断協会）のサポートメニュー

経営全般はもちろん、以下の具体的分野のほか、経営改善計画策定についてもサポートいたします。



☆経営改善計画策定支援事業(405億円事業)

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関(注)による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方へお手伝いをします。

※ 県改善支援センター2/3、保証協会1/3の補助があります。

(注) 認定支援機関とは

「中小企業等経営強化法」により、国に認定を受けた公的な支援機関です。

主な支援機関は税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

①県経営改善支援センターからの計画策定費用の補助

【補助対象計画策定のポイント】

- ・ 認定支援機関の支援を受け改善計画を策定すること。
- ・ 3年間のモニタリング計画が策定されていること。
- ・ 改善計画書は、全取引金融機関の同意が必要です。

【改善支援センターの補助対象費用】

- ・ 経営改善計画策定支援費用の2/3(上限200万円)まで可です。

②保証協会からの計画策定費用の補助

上記「経営改善計画策定事業」を利用した場合に、残り1/3の「自己負担部分」に対して補助します。

【保証協会の補助対象者】

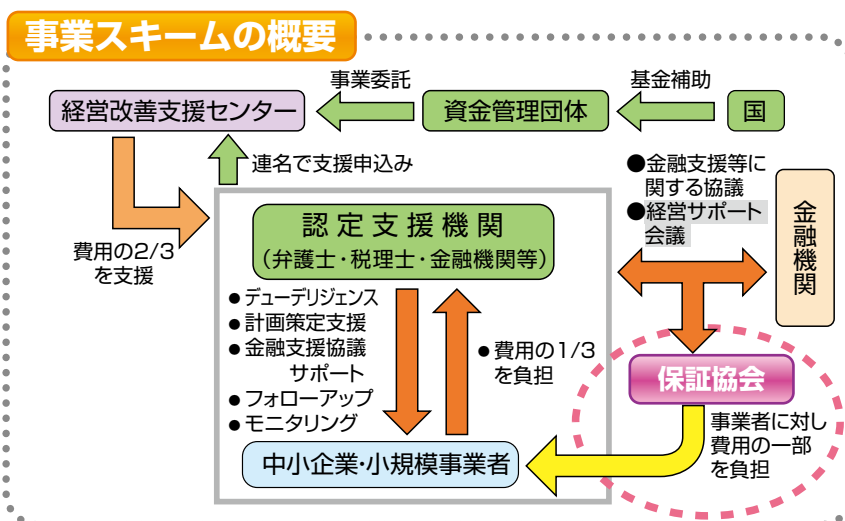
次の要件のすべてに該当する事業者を費用補助の対象とします。

- ・ 当協会の利用がある事業者
- ・ 経営改善に積極的に取り組む意欲がある事業者
- ・ 原則として、経営サポート会議を活用する事業者

【保証協会の補助対象費用】

- ・ 「自己負担部分」の80%とし上限20万円とします。
- ・ 自己負担部分が10万円以下の場合は全額、10万円を超える場合自己負担部分の80%と10万円のいずれか大きい金額を補助します。

※「自己負担部分」=『(費用見積額－モニタリング費用)×1/3』



☆経営サポート会議

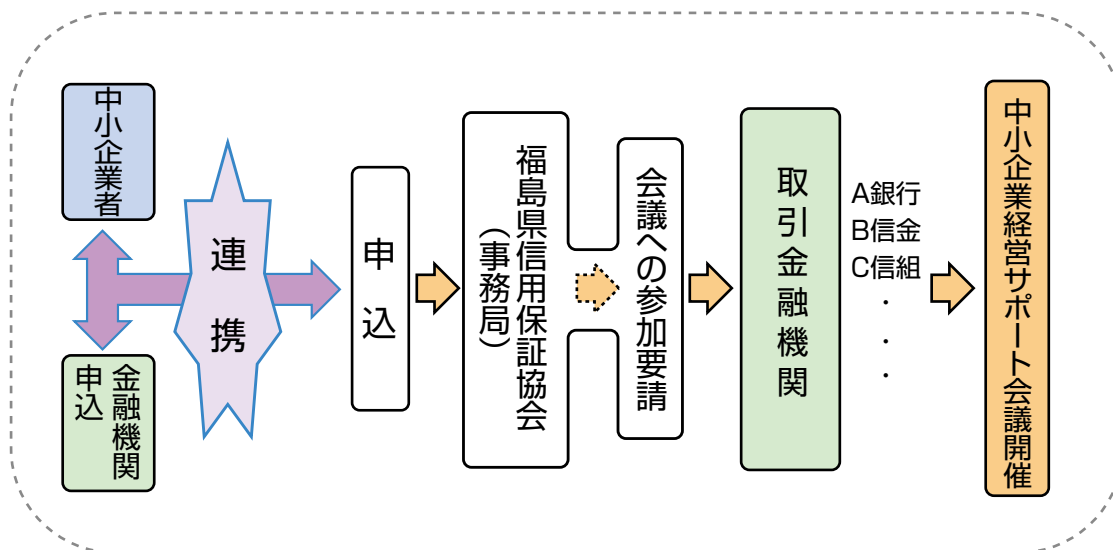
中小企業者の経営改善を促進することを目的に、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、関係者が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議を保証協会が事務局を務め運営し、迅速かつ適切な支援に繋がります。

【対象者】

経営改善計画を策定するなど真摯に経営改善の努力を行っており、複数の金融機関と与信取引の中で、金融機関間の金融調整を希望する、保証協会利用のある県内の中小企業者。

※経営サポート会議は、

- 返済条件の緩和等を行いたい、取引金融機関が複数あり思うように相談できない。
 - 経営改善を行いたい、計画の作成方法がわからないので相談したい。
 - 事業計画や改善計画を策定したので、計画を説明したい。
- 等、中小企業の皆さまの要望について協議を行います。



☆経営・創業相談会

平成 28 年度におきましては、上期は県内 6 地区で「経営・創業相談会」を開催し、下期からは相談体制の強化を図るべく、県内 6 地区で「相談体制の常設化」並びに「夜間相談会」を、創業につきましてはご希望により日本政策金融公庫と連携してご相談に応じます。

詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

【対象者】

- ① 創業・第二創業予定者
- ② 新規借入予定者
- ③ 資金繰りに困っている方
- ④ 経営計画の策定に困っている方
- ⑤ 経営の改善に悩んでいる方 等

【主な相談内容】

- ① 財務分析を主体とした経営アドバイス
- ② 経営戦略のサポート
- ③ 資金調達に関するアドバイス 等

■経営相談窓口

- 経営支援室 TEL. 024-526-1520 FAX. 024-573-8489
- 福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。
裏表紙の「本店・支店のご案内」をご覧ください。

特別相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて各種特別相談窓口を福島営業店・各支店の窓口に設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度の紹介などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、平成28年8月現在で設置している特別相談窓口は次のとおりです。

■特別相談、相談窓口一覧

- ◇ 北朝鮮制裁措置に関する特別相談窓口
- ◇ 東日本大震災特別相談窓口
- ◇ 原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口
- ◇ デフレ脱却等特別相談窓口
- ◇ 自動車サプライチェーン等関連（三菱自動車関連）特別相談窓口
- ◇ 平成28年熊本地震による災害特別相談窓口
- ◇ 皮革等相談窓口
- ◇ 経営改善・資金繰り相談窓口
- ◇ 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口



VII.コンプライアンスの取組みについて

コンプライアンスの取組み姿勢

信用保証協会は、国及び地方公共団体等関係機関の支援の下に、中小企業金融の円滑化と経営支援のための不可欠な公的機関として、中小企業の健全な育成を図るという中小企業施策の重要な一翼を担っていることから、信用保証協会の業務運営においては、各種法令を遵守した行動が求められています。

このような状況下、単なる法令遵守に止まらず、内部規程、社会規範、倫理、社会通念等をも含んだ「コンプライアンス」(法令等遵守)を基本として、社会からの揺るぎない信頼確立に向けて「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、また、その精神の遵守及び役職員の意識の共有化と行動基準の統一化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を策定しました。

これらに基づき、コンプライアンスを推進するためにコンプライアンス委員会を設置し、統括部署及び担当者を定め、コンプライアンス関連マニュアルの整備や法令等遵守状況の管理及び職員の意識啓発を行っています。

このように高い自己規律を構築し、コンプライアンスの推進、管理について組織として対応することは、信用保証制度全体に対する更なる信頼の確立に繋がるものと考えております。

信用保証協会倫理憲章

① 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

② 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

③ 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

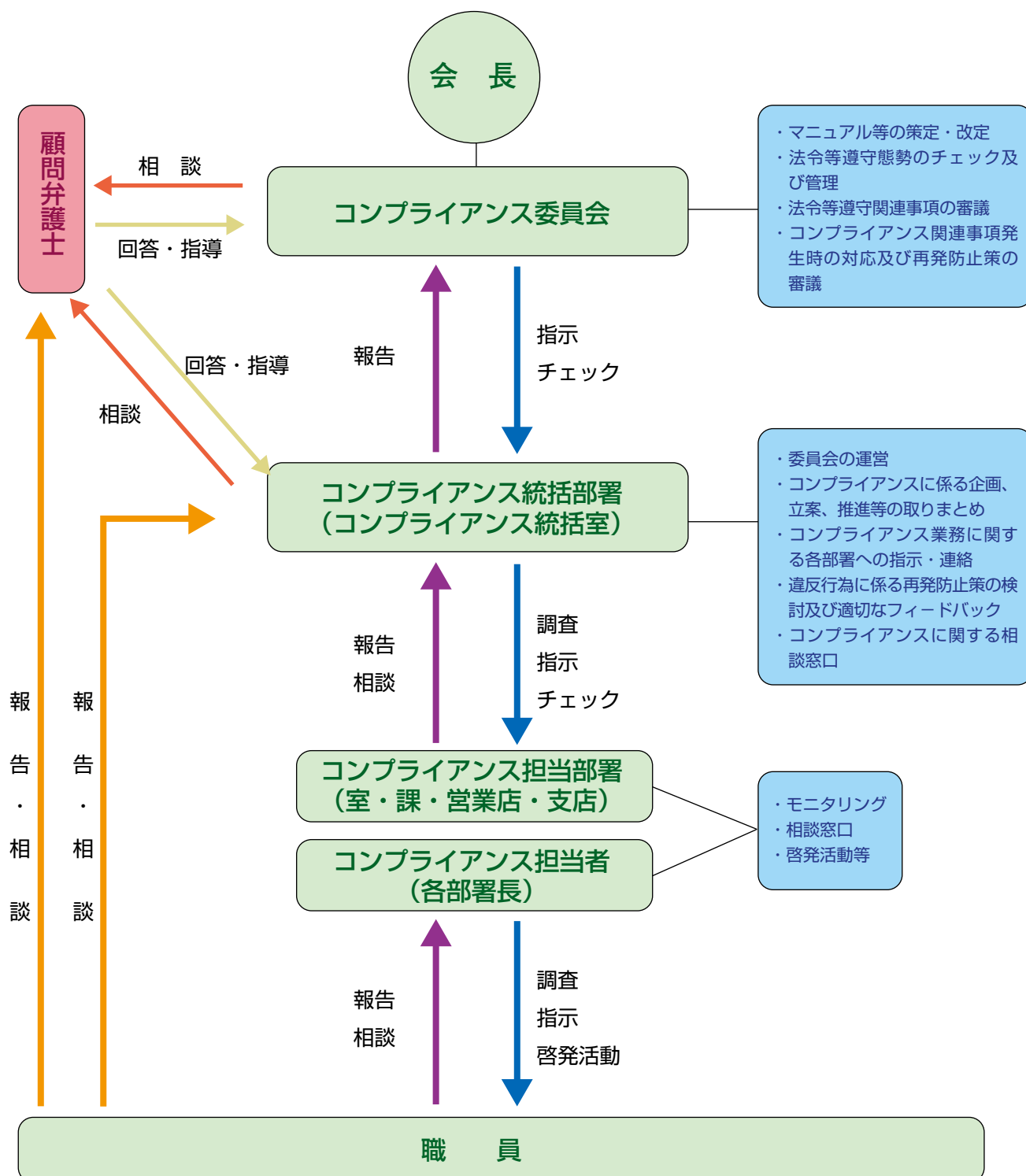
⑤ 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

■具体的行動基準

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 法令・ルール等の遵守 | (6) 反社会的勢力への対応強化
(対応連絡会議の設置とデータベース構築管理) |
| (2) 誠実な職務の遂行 | (7) 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| (3) 守秘義務の履行 | (8) 職場秩序の維持 |
| (4) 職務上の地位と関係者との付き合い | (9) 違反行為の報告 |
| (5) コンプライアンス関連事項への対応 | (10) 懲罰 |

コンプライアンス管理体制





VIII.個人情報保護宣言について

個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆様が金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを主たる業務として、中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取扱いにつきましては、次の方針で取組みます。

① 個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、ガイドライン等を遵守します。

② 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的に使用します。
- ⑤個人信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の返済能力の調査を目的として行います。

③ 個人データの適正管理

- ①お客様の個人データについて、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的な安全管理措置を講じます。
また、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように点検するとともに、必要により見直しを行います。
- ②個人データに関する取扱いを外部に委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

④ 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示及びその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

⑤ 保有個人データの訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止

お客様からの次に掲げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める一定の場合を除き、調査確認のうえ、適切に対処します。

- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として訂正・追加・削除の求めがある場合
- ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止または消去の求めがある場合
- ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある場合

⑥ 相談窓口の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取組みます。
このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関すること
- ②個人データ訂正・追加・削除に関すること
- ③個人情報の利用停止に関すること
- ④個人データ第三者提供の停止に関すること
- ⑤安全管理措置に関すること
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

■相談窓口

総務企画課	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま 11階	TEL.024-526-2331
福島営業店	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま 10階	TEL.024-526-1530
郡山支店	郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階	TEL.024-932-2769
白河支店	白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階	TEL.0248-24-0156
会津支店	会津若松市南千石町2番19号	TEL.0242-23-9171
いわき支店	いわき市平字材木町3番地の1	TEL.0246-23-3570
相双支店	南相馬市原町区本町1丁目3番地	TEL.0244-23-5105

■公表事項等に関するご案内

ホームページ <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>

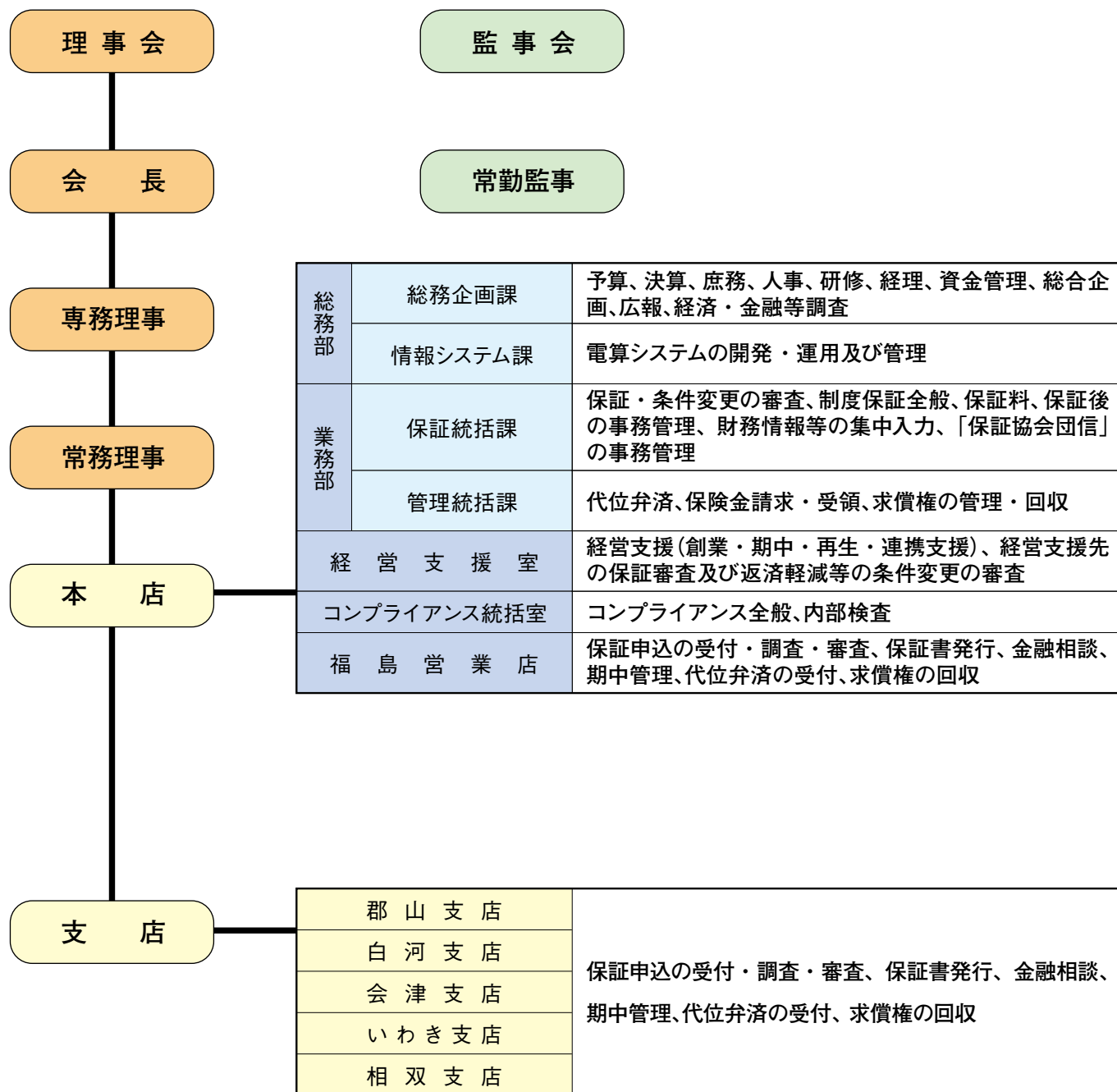


IX.組織体制

役員構成（平成28年9月6日現在）

会 長	村 田 文 雄	
専 務 理 事	伊 東 正 晃	
常 務 理 事	佐 藤 恒 夫	
理 事	飯 塚 俊 二	福 島 県 商 工 労 働 部 長
理 事	立 谷 秀 清	福 島 県 市 長 会 会 長
理 事	渡 邊 博 美	福 島 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	宮 森 泰 弘	会 津 若 松 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	小 野 栄 重	い わ き 商 工 会 議 所 会 頭
理 事	内 池 浩	福 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長
理 事	轡 田 倉 治	福 島 県 商 工 会 連 合 会 会 長
理 事	北 村 清 士	(株) 東 邦 銀 行 取 締 役 頭 取
理 事	森 川 英 治	(株) 福 島 銀 行 取 締 役 社 長
理 事	鈴 木 孝 雄	(株) 大 東 銀 行 取 締 役 社 長
理 事	樋 口 郁 雄	福 島 県 信 用 金 庫 協 会 会 長
理 事	須 佐 喜 夫	福 島 県 信 用 組 合 協 会 会 長
常 勤 監 事	城 戸 路 生	
監 事	鍛 冶 輝 雄	税 理 士
監 事	鈴 木 清 昭	(公財) 福 島 県 産 業 振 興 セ ン タ ー 理 事 長

組織機構図(平成 28 年 4 月 1 日現在)



所管区域

福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡のうち浅川町を除く
白河支店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡



保証協会団体信用生命保険について

当協会では、お客様へのプラス・ワンサービスの一環として、平成 22 年 4 月 1 日から「保証協会団体信用生命保険」(通称：保証協会団信)の取扱いを行っています。

なお、平成 26 年 4 月から変更になりました事項は以下①、②のとおりです。

多く方のご利用をいただいております。どうぞ、ご活用ください。

①平成 26 年 4 月から組合、医療法人が団信の対象となり、信用保証と団信の対象が同一となりました。

②平成 26 年 6 月より保険料(特約料)が安くなりました。特約料(年払)の目安(融資金額 100 万円について)「元金均等返済、据置期間なしの場合」(注)融資金額 1,000 万円借入の場合は 10 倍となります。

(単価:円)

借入期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合 計	引下げ額
1 年	4,170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,170	△250
2 年	5,020	1,590	-	-	-	-	-	-	-	-	6,610	△410
3 年	5,310	3,020	1,060	-	-	-	-	-	-	-	9,390	△580
4 年	5,450	3,740	2,270	800	-	-	-	-	-	-	12,260	△760
5 年	5,540	4,160	2,990	1,810	640	-	-	-	-	-	15,140	△930
6 年	5,590	4,450	3,470	2,490	1,510	530	-	-	-	-	18,040	△1,110
7 年	5,640	4,650	3,810	2,970	2,130	1,290	450	-	-	-	20,940	△1,310
8 年	5,670	4,810	4,070	3,340	2,600	1,870	1,130	400	-	-	23,890	△1,440
9 年	5,690	4,930	4,270	3,620	2,970	2,310	1,660	1,010	350	-	26,810	△1,660
10 年	5,710	5,020	4,430	3,850	3,260	2,670	2,080	1,490	910	320	29,740	△1,830

※上記はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

広報活動

保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行して、県内の金融機関、福島県及び市町村、商工会議所、商工会、報道機関などに配布しています。
平成28年度は「福島県内の観光地」をテーマに観光スポットや行事などを表紙にして各地の紹介を行っています。また、内容の一部をカラー化する
とともに、「保証協会ご利用のメリット」や「協会支援メニュー」を掲載するなど保証月報のリニューアルを図りました。



ホームページの活用

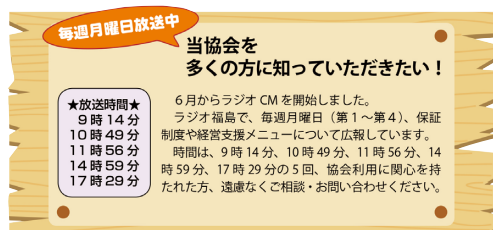
当協会のホームページは、皆様により一層ご理解をいただけるように心がけております。
保証制度や統計資料はタイムリーに更新して情報をお伝えします。

<http://www.fukushima-cgc.or.jp/>



ラジオCM

当協会の名前やキャッチフレーズとともに保証制度、経営支援などをPRし保証協会の認知度を高めるため、ラジオを活用した広報をしています。



信用保証ガイド・ミニガイド

保証制度の概略を知りたい場合や中小企業の方にとってどの制度が
いかに検討する際に便利な「信用保証ガイド」、保証利用の際の資格要件
や提出書類、経営支援メニューなどを簡潔に紹介している「信用保証ミ
ニガイド」を作成しました。



ポスター

顔の見える協会、そしてイメージ
キャラクターの鉄人28号で頼りがい
と信頼をアピールするポスターを作
成し、みなさまのご要望に応えてい
きます。

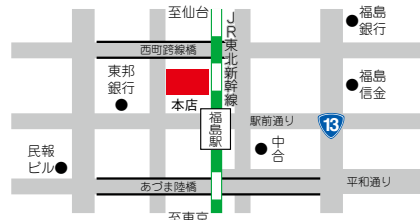


本店・支店のご案内



本店

◇所在地／〒960-8053 福島市三河南町1番20号
 コラッセふくしま10階、11階
 TEL (024) 526-2331代 FAX (024) 536-5090
 福島営業店／TEL (024) 526-1530 FAX (024) 533-8721
 保証統括課／TEL (024) 573-5265 FAX (024) 534-3619
 管理統括課／TEL (024) 525-3537 FAX (024) 534-3619
 経営支援室／TEL (024) 526-1520 FAX (024) 573-8489



郡山支店

◇所在地／〒963-8005
 郡山市清水台1丁目3番8号
 郡山商工会議所会館3階
 TEL (024) 932-2769代 FAX (024) 925-2637



白河支店

◇所在地／〒961-0957
 白河市道場小路96番地5
 白河商工会議所会館2階
 TEL (0248) 24-0156代 FAX (0248) 24-1419



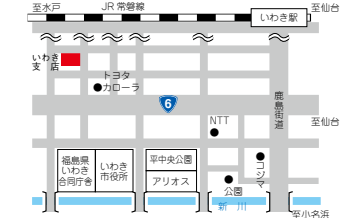
会津支店

◇所在地／〒965-0816
 会津若松市南千石町2番19号
 TEL (0242) 23-9171代 FAX (0242) 23-9173



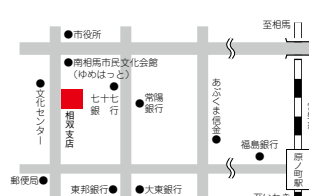
いわき支店

◇所在地／〒970-8026
 いわき市平字材木町3番地の1
 TEL (0246) 23-3570代 FAX (0246) 25-5729



相双支店

◇所在地／〒975-0008
 南相馬市原町区本町1丁目3番地
 TEL (0244) 23-5105代 FAX (0244) 24-5905



福島県信用保証協会

URL <http://www.fukushima-cgc.or.jp/>